

# 1 議事日程（4日目）

[平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成29年9月13日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	有吉重幸 (5)	<p>1. 太宰府市における「地域での課題」解決方法。また、市民との情報の共有の仕組みについて</p> <p>太宰府市における様々な課題「例えば、道路が傷んでいる。公園の遊具が壊れている。」といった課題をICTを使って、市民がレポートすることにより、市民と市役所（行政）、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効率的に解決することで協働のまちづくりの一つとして担える。</p> <p>(1) 太宰府市における「地域での課題」の解決方法は、どのように行っているのか伺う。</p> <p>(2) 太宰府市における、市民と市民・市民と行政の情報の共有の仕組みは、どのようになっているのか伺う。</p> <p>2. 「歴史と文化の環境税」のありかたについて</p> <p>15年目を迎える「歴史と文化の環境税」のありかたについて</p> <p>(1) 歴文税を徴収して15年経つが、その成果</p> <p>(2) 現在の歴文税の活用状況</p> <p>(3) 今後の歴文税のありかた</p>
2	藤井雅之 (15)	<p>1. 国民健康保険税及び事業について</p> <p>(1) 来年4月に運営主体が県に移るが、保険税の見直しについて</p> <p>(2) 国保法44条に基づく病院窓口での支払い減免制度の状況について</p> <p>2. 美術品の利活用について</p> <p>平成28年度に文化学習課でまとめられた美術品一覧で、242点の美術品があることが判明したが、今後の利活用について伺う。</p>
3	陶山良尚 (13)	<p>1. 市長の市政運営について</p> <p>(1) 問責決議に対する市長の見解について</p> <p>(2) 副市長の解職について</p> <p>(3) 今後の市長の施政方針について</p> <p>2. スポーツ施設の充実について</p>

		(1) 小学校グラウンドへの照明設備の設置について
4	神 武 綾 (11)	<p>1. 水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の引き下げについて 平成28年度決算は黒字報告されている。料金引き下げの検討をされているのか伺う。</p> <p>(2) 福岡地区水道企業団の負担金について 海水淡水化センターの施設更新となり、負担金が続くと考えられる。見解を伺う。</p> <p>2. 第7期介護保険事業計画について 平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定にむけて取り組まれていると思う。進捗について伺う。</p>
5	徳 永 洋 介 (8)	<p>1. 防災計画の充実について</p> <p>(1) 地震災害対策の現状及び今後について</p> <p>① 国の支援と義援金について</p> <p>② 避難場所数とその責任者（職員数）</p> <p>③ り災証明書の対応計画</p> <p>④ ボランティアの受付計画</p> <p>⑤ 自衛隊派遣依頼の判断について</p> <p>⑥ 仮設住宅の建設予定地</p> <p>⑦ 支援物資の保管場所と運搬道路計画</p> <p>⑧ 自家発電・井戸水</p> <p>⑨ 情報収集と伝達方法</p> <p>⑩ 廃棄物対策</p> <p>⑪ 上下水道耐震計画</p> <p>2. 史跡水辺公園と総合体育館の使用について</p> <p>(1) 総合体育館の夏期使用に制限があるようだが、そのルールはどうなっているのか伺う。</p> <p>(2) 水辺公園のプール使用料見直しについて伺う。</p>
6	小 島 真由美 (12)	<p>1. 議会初日に行なわれた市長行政報告について 市長行政報告は、為政者の発言とは思えない内容であると考え る。 副市長解職についての理由が、それに匹敵するものなのか説明を 求める。また、関係改善の努力は、どのようになされたのか伺う。</p> <p>2. 就学援助について 要保護児童生徒援助費補助金要綱の改正により、単価の倍額と支 給対象者に就学予定者が追加された。</p> <p>(1) 要保護児童生徒への対応について伺う。</p> <p>(2) 準要保護児童生徒への対応について伺う。</p>

7	笠 利 毅 (7)	1. 市民提案による事業を支援する枠組みをつくれなにか 多くの市町で「市民提案型」とされる事業がすすめられている。 太宰府市でも、協働のまちづくりの可能性をひろげる一つの方法として、自治基本条例の趣旨を具現化する一つの試みとして、上記に類する制度をつくれなにか伺う。
---	--------------	---

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 堺 剛 議員	2番 船 越 隆 之 議員
3番 木 村 彰 人 議員	4番 森 田 正 嗣 議員
5番 有 吉 重 幸 議員	6番 入 江 寿 議員
7番 笠 利 毅 議員	8番 徳 永 洋 介 議員
9番 宮 原 伸 一 議員	10番 上 疆 議員
11番 神 武 綾 議員	12番 小 畠 真由美 議員
13番 陶 山 良 尚 議員	14番 長谷川 公 成 議員
15番 藤 井 雅 之 議員	16番 門 田 直 樹 議員
17番 村 山 弘 行 議員	18番 橋 本 健 議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長 芦 刈 茂	教 育 長 木 村 甚 治
総 務 部 長 石 田 宏 二	市民生活部長 友 田 浩
総 務 部 理 事 原 口 信 行	都市整備部長 井 浦 真須己
健康福祉部長兼 福祉事務所長 濱 本 泰 裕	観光経済部長 藤 田 彰
教 育 部 長 緒 方 扶 美	都市整備部 公営企業担当部長 今 村 巧 児
教 育 部 理 事 江 口 尋 信	総 務 課 長 併 選 管 書 記 長 田 中 縁
経営企画課長 高 原 清	文書情報課長 平 田 良 富
管 財 課 長 小 柳 憲 次	防災安全課長 齋 藤 実貴男
地域コミュニティ課長 藤 井 泰 人	文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長 百 田 繁 俊
スポーツ課長 安 恒 洋 一	環 境 課 長 川 谷 豊
市 民 課 長 行 武 佐 江	税 務 課 長 吉 開 恭 一
福 祉 課 長 友 添 浩 一	高 齢 者 支 援 課 長 川 崎 純 一
都市計画課長 木 村 昌 春	社会教育課長 中 山 和 彦
学校教育課長 森 木 清 二	上下水道課長 古 賀 良 平
上下水道施設課長 谷 崎 一 郎	観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長 木 村 幸代志
監査委員事務局長 渡 辺 美知子	

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会議務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	斉藤正弘	書記	高原真理子
書記	力丸克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

5番有吉重幸議員の一般質問を許可します。

〔5番 有吉重幸議員 登壇〕

○5番（有吉重幸議員） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2件質問させていただきます。

1件目は、本年7月に総務文教常任委員会の視察で千葉市に視察してまいりました。視察の目的は、地域課題解決ソリューションについてであります。千葉市は、千葉県の県庁所在地であり、人口も約100万人の政令指定都市であります。太宰府市とは規模も立地も異なる面が多いのですが、この「ちばレポ」は、千葉市の取り組みを参考に太宰府市でもできるのではないかと考えます。

太宰府市におけるさまざまな課題、例えば道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった地域で困った課題を地域での課題といいます。ICT、情報通信技術を使って市民がレポートすることにより、市民と市役所（行政）、市民と市民の間でそれらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みです。ここにレポートされる地域での課題は、市役所やそのほか専門的な機関でなければ解決することのできない課題もあれば、市民や地域の解決できる課題など、それぞれの課題に応じた効率的な解決方法が想定されます。

千葉市では、市民全体となってみずからのまちをより住みよく、ずっと住み続けたいくなるまちに変えていく、そのようなまちづくりを目指しております。そのためには、地域での課題を市民間で共有し、共有の課題として認識し、その上で最適な課題の解決へ向けた取り組みは太宰府でも必要だと考えます。さらには、課題の発見、課題の解決に参加するだけでなく、市民と市役所、市民と市民が力を合わせ、まちづくりをつくり上げていくための情報の共有の仕組みとして、新たに市民の皆様にご提供するものです。そして、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、よりよきものとなるよう改良を加えていくことができます。

市民全体で住みやすいまちを実現できる太宰府市、そのために協働のまちづくりを目指す太

宰府市にとっても、日々の暮らしの中でどうしても見落としがちな課題も着実に解決することができるのではないかと思います。そのようなことが住みやすい太宰府の実現の第一歩だと考えます。

そこで、2件質問いたします。

1番、太宰府市における地域での課題の解決方法はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

2番、太宰府市における市民と市民、市民と行政の情報の共有の仕組みはどのようになっているのでしょうか、お示してください。

2件目は、歴史と文化の環境税について質問いたします。

平成15年より歴文税が始まり、今年で15年目を迎えました。毎年太宰府にお越しただいてる来訪者の皆様から徴収している歴史と文化の環境税です。

この税の導入の趣旨は、市民にとって住みやすく、来訪者にとっても再び訪れたいくなるようなまちづくりをするためにできた法定外普通税であります。この税は、現在、普通車100円、マイクロバス300円、大型バス500円であります。一般駐車の場合、普通車400円、マイクロバス1,000円、大型バス1,500円が多いようです。このようなことを考えますと、税金としてはやや割高だと考えます。しかしながら、この税を納めても太宰府に行きたいと思われる、足を運んでくださる皆様です。その税を頂戴している来訪者にいかにお返しすることができるかがこの税の意義だと考えます。

そこで、市民にとって住みやすく、来訪者にとっても再び訪れたいくなるようなまちづくりの観点からお示してください。

1番、歴文税を徴収して15年たちますが、その成果をお教えてください。

2番、現在の歴文税の活用現状をお示してください。

3番、今後の歴文税のあり方をお示してください。

ご回答は件名ごとでお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

1件目の太宰府市における地域での課題解決方法、また市民との情報の共有の仕組みについて、市長からということでございますが、私からご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市における地域での課題の解決方法はどのように行っているか伺うにつきましても、市民や地域の代表の方から直接担当課に課題を寄せていただき、協議を行うほか、コミュニティとのかかわりとして、毎月6小学校区の代表自治会長との市自治協議会役員会とあわせて、校区自治協議会ごとに会議を開催しております。そこで自治会長の皆さんと情報交換を行い、日々変化する地域課題の共有と解決方法について協議を行うなど、協働のま

ちづくりに取り組んでおります。

また、昨年度は、全ての自治会で開催をいたしました市民と語る会では、市民の皆さんの声を直接お聞きすることができました。今年度も10月から各校区自治協議会単位で市長と語る会を予定しております。

このほか、7月に市役所など4施設に設置をいたしました市民の意見箱、またICTを活用したものとして、市ホームページに掲載をいたしております市政への提言や各担当課のメールアドレスにメールでご意見等をいただくなど、地域課題の収集に励み、課題解決に向けて取り組んでおるところでございます。

次に、2項目めの太宰府市における市民と市民、市民と行政の情報の共有の仕組みはどのようになっているか何うにつきましては、市ホームページ、広報、回覧等で情報の周知を図るとともに、事案によっては地域での説明会を開催し、直接意見の交換や要望を伺うことで情報の共有化を図っております。

また、災害時においては、防災情報等メール配信システム、防災メール・まもるくんに加えて、市から市民の皆様へ電話、ファクス、メールにより情報を配信する災害情報等配信サービス（V-n-e-t）によりまして、避難準備情報や避難勧告などの緊急時の情報を配信いたしております。

このほか、ICTを活用したものにつきましては、市の公式フェイスブック並びにツイッターを開設をいたしまして、情報発信に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。

日ごろ自治会長さんはいろいろお願い事をして、皆さんは例えばどこどこが壊れているとか、どこどこがごみがいっぱいあるとかという形で自治会長さんに、あと要望等で市役所のほうにもいろいろ要望書がたくさん行っているかと思うんですけども、このような解決、大きな解決、プロでしかできないような解決というのものもあるかもしれませんが、もっと小さな課題、例えば公園のベンチが壊れているとか、こんなところに落書きされているとか、街路樹が茂って横断歩道の歩行者が見えにくいとか、このような細かいというたらあれですけども、目に入らない、地域の方がどうしてもこのぐらいだったらもう待っていればいいかなあというような課題もあると思うんですけども、そのような細かいといったらおかしいですけども、そのような課題はどのような形で解決されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 案件案件によっては市民の方から直接担当課のほうにそういった苦情がありますとか、要望等が寄せられて、そこで一つ一つ丁寧に解決をしていくというような形になろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　ただし、これは例えばそういうベンチの椅子が壊れているといった形でもしそういう情報が入った場合は、例えば市役所の方が直接その公園に行かれて、破損状況を見に行かれていたという形でしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　そのとおりでございます。

○議長（橋本　健議員）　5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　公園のみならず、たくさんの施設、あと道路の側溝やいろいろたくさん、いろいろ細かいこともたくさんあると思います。しかしながら、例えばそういう形で市役所の皆様方がそういう情報があったからといって、全部を見に行くというのはかなり厳しいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　全部を逆に見に行かなければいけない、把握をしておかなきゃいけないということでは考えております。

○議長（橋本　健議員）　5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　そこで、太宰府市でも協働のまちづくりとありますけれども、もちろん今は行政改革等で市役所の皆様方も大分人員が減っているかと思えます。これからでも恐らく、いろいろなことで恐らく人員が増えるということはずなないのではないかと、さらに減っていくのではないかとのございますけれども、そういうふうに思っております。そういうことになると、どうしてもやはり細かいことには目が届かなくなるのではないかと懸念があります。こういうときに、市民の皆様方がそれぞれお役所に頼むのではなく、自分たちのまちは自分たちできれいにしよう、自分たちで直せることは直そうというのがこの「ちばレポ」の意義であると思うんですけれども、このような状況の中、こういう今は皆さん若い方はもう特にですけれども、スマホとかこういうものを持っていらっしゃると思うんですけれども、これを簡単に、例えば会社勤めの方が朝歩いている、側溝が壊れているといっても、そこでどこに言ってもいいかもわからんし、まあ、いいかなということで、もうやめとこうかなあと、もう危ないけれどもいいかなあという形で見過ごされる場合もあると思うんですよね。こういうときに、例えば電車の中でそういうサポーターを登録していただいて、今どここのところで側溝が詰まっていますよとか、どこどこにたくさんごみが落ちていますよという形で、ICT技術使って市のホームページなり、そのところに投稿するわけです。その投稿をして、これを市の方も当然見ていただきますけれども、それを一般の方も見るができる。例えば、公園のベンチが壊れているということでありましたら、私はその公園のあれだったら少しぐらいできるよと。ちょっとやったから、日曜大工ぐらいでできるんなら私がしましようとかという形で修理ができるということになると、市役所の皆様方の手を煩わせずに、いろいろまちがきれいになるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員がおっしゃいますように、行政が何でも行政だけでやる時代というのは終わってきているのかなあというふうに思っています。市民の方がそういったサポーターとしてやっていただくことは大変ありがたいことだというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そこで、やはり今でしたらホームページとかで提言したり、自治会長さんをお願いしたりという一方通行のお願い事、市民から行政をお願いするというのがこれを見ますとほとんどだと思えますよね。ですので、こちらが提言しまして、こういう「ちばレポ」ではないですが、太宰府レポートか何かそういうサポーターを太宰府市でも募りまして、もう肩肘張らずに簡単にあそこがごみがいっぱいありますよとかという形でやっていただいて、それを町内の方、地域の方、市民の方が一緒に解決していくと、すごくいいまち、いわゆる太宰府市が目指します協働のまちづくりというのが一つできるんじゃないかというふうに考えます。

こういったそういう苦情というかそういうことだけではなくて、例えばこの「ちばレポート」にもあるんですけども、テーマレポートを毎回決めまして、例えば今月はカーブミラーを見ましょうと。カーブミラーの鉄柱の下が腐っていて折れそうだとかというふうなそういうことがあるので、そういうテーマを持って皆さん見ていただきますというふうに情報を発信しまして、そういうサポーターの方がこのどこどこが危ないよとかというそういうテーマを見つけて、それをスマホなりホームページでアップするといった形をとれば、そういうところが速やかにスピードを持って解決ができるのではないかと、情報がとれるのではないかと気がします。

さらに、例えば太宰府市は観光都市でありますけれども、これに例えば天満宮とかいろいろありますけれども、皆さん知っている方、たくさん知っているんですけども、ここにパワースポットがありますよと。私だけのパワースポットがありますよとか言うんですね。私だけのパワースポット、私だけのこういう観光地がありますよというのをアップさせましたら、これは太宰府市の方だけが見るのではなくて、全国の方、世界の方が見ていただきます。そうなりますと、さらに新しい観光地開拓できますし、観光客の皆様方も呼び寄せられるんじゃないかという形で思います。

このような「ちばレポ」、ICTを使ってやるとメリットが多いと思うんですよね。もちろんたくさんいろいろな情報が入って、混乱して、きついとか、ちょっと対処し切らんなどということもあると思うんです。これもホームページの市民同士のための情報共有の場でありますので、それを市民の方が見て解決すると。どうしてもできないことを市役所の方がするようなシステムでございます。こういうふうなシステムを取り入れる場合は簡単ではなくてはいけないんですよね。もうホームページで見て、提言があつて、どう上げちゃろうかというぐらいの話だったら、恐らく皆さん見ないと思うんですよね。見ない方が多いと思うんです。

簡単にアプリか何かであって、それをクリックすると、もう簡単にこういうところでこういう壊れているとか、側溝が詰まっているというような情報をとれるような形のシステム、ICT技術を使ってやっていければどうかなと思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

いつも有吉議員の質問の中には、協働のまちづくり、いろいろな形での積極的なご提案いただきまして、ありがとうございます。今ありましたところのICTを使っての全世界の人への太宰府の一般的な観光地の説明だけではなくて、やはり個人個人のパワースポットというふうなご提案というのはとても関心深く聞かせていただきました。また、いつでしたか、FM放送があっというんじゃないかというご提案もいただいております。一つ一つ貴重なご提案だと思っておりますので、いろいろな政策の中に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。ぜひともこれを、多少お金はかかることなのかもしれませんが、お金以上のプラスがいっぱいあるなというふうに判断します。これから日本も東京オリンピックが2020年あります。過去を振り返りますと、前回の東京オリンピックが昭和39年ですね。やはり日本もそのとき昭和39年東京オリンピック終わって、がらっと変わりました。恐らく今回も2020年の東京オリンピックが終わったら、日本がまたがらっと変わると思います。これはどう変わるかというと、まずAIですね。そういう情報技術をもっと皆様方は手軽にできると思います。

太宰府は、もともとは遠の朝廷があったところでございます。こういうところは情報発信するところでございます。まず、周りでやっているからやるのではなくて、まず先駆けとなってこういう技術を投入し、逆に視察に訪れるお手本になるようなまちづくりを進めていただきますようによろしく申し上げます。

1件目は以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の歴史と文化の環境税のあり方についてのご質問にご回答申し上げます。

本市では、平成15年5月23日から、まちづくりのための財源といたしまして、法定外普通税、歴史と文化の環境税を導入いたしております。これまでの税収は、平成15年度から平成28年度までの14年間で約8億5,000万円に上りまして、今では年間8,000万円を超える市の貴重な財源となっております。今日までご理解とご協力をいただいております駐車場事業者の皆様、そのほか関係者の皆様方に対しましても、改めまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

歴史と文化の環境税につきましては、現在の条例が平成30年5月22日が適用期限となっておりまして、以降の取り扱いについて、先日、太宰府市税制審議会に諮問し、現在ご審議いただいているところでございます。今後、審議会の答申を参考にし、最終的に判断していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） おはようございます。

詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1項目めのこれまでの成果についてでございますが、本市が掲げます「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造、推進する上で、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業の3本の柱といたしまして、識見者や駐車場事業者などで組織しております歴史と文化の環境税運営協議会でご意見を賜りながら、本市の特性を生かしたさまざまな事業を展開することができております。

また、平成28年度実施をいたしました意識調査におきましても、来訪者及び市民の皆様から一定の評価をいただいているところでございます。

次に、2項目めの現在の歴文税の活用状況についてでございますが、導入からこれまでの間、歴史と文化の環境税運営協議会でさまざまなご意見を賜りながら、その時々々の社会情勢等に対応した本市に必要な事業を実施をいたしております。導入当初におきましては、平成17年度に九州国立博物館が開館予定でありまして、多くの観光客の来訪が見込まれましたことから、観光マップの作成など来訪者へ対する事業を主として実施をいたしました。また、その後は史跡地等のトイレ整備や観光案内整備などにも活用をいたしたところでございます。ここ数年は、博多港へ大型クルーズ船が多数寄港することにより、いわゆるインバウンド対策といたしまして、外国人観光客向けのマナー啓発DVDの作成や市内の観光スポットのフリーWi-Fi整備を実施をいたしております。さらに、本年度平成29年度から翌平成30年度にかけては、市内の交通渋滞の対策を検討するために、歴史と文化の環境税を使いまして、地域交通網形成計画を策定することといたしております。

次に、3項目めの今後の歴文税のあり方についてでございますが、先ほど市長も申しましたが、先月に識見者、関係団体代表、駐車場事業者、市民代表で組織をしております太宰府市税制審議会に諮問いたしまして、現在ご審議をいただいている途中でございます。審議会より答申をいただいた後、最終的に判断をいたしまして、12月議会に条例改正案を提案させていただく予定で現在事務を進めているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。

この歴文税の事業でございますけれども、事業のいわゆる歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者のもてなし事業、環境負荷CO<sub>2</sub>削減事業、3つの事業体を整備し、バランスも考慮しながら実施をしているということでございます。

その中で、環境負荷CO<sub>2</sub>つてありますけれども、事業は今年15年目に入って、14年間でCO<sub>2</sub>の削減は具体的にはどのような形で削減され、例えば数字でも結構ですし、どのような形で行われて、どのような成果があったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 済みません、数字というものではちょっと捉えてはおりません。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） では、どのような形で捉えてあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 満空情報とかの発信を行いまして、できるだけ車の流入を抑制するとか、そういう形で調整をするとか、車の入りを削減するような形でやっているような状況でございます。具体的には駐車待ち車両の抑制とか、満空情報の関連事業とか、そういう形で行っております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ということは、車が減るとかという形の事業、待機待ちでエンジンを切っただとか、そういう形の事業を推進しているということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） そのような形でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 私が感ずるところによりますと、その成果はなかなか見当たらないのではないかという感想を持っておるんですけれども、このようなCO<sub>2</sub>というふうに書いてありますけれども、もちろん環境の問題でございますけれども、このような形で何かの数字がないと、数字もしくはそういったデータ等というやつがないと、こういう皆様に頂戴している浄財でございますので、なかなか来訪者の方に納得していただくようなことも申し上げられませんし、今後こういう形でもし続けていかれましたら、やはりそういうデータはぜひ要るのではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 具体的に今からそこら辺はもう少しやっていきたいと思うんですけれども、環境負荷というところで柱立ててやっていっておりますので、今言われましたような来訪者の方にお返しできる事業というのを今後また考えていくような形になろうかと思いません。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひよろしく申し上げます。

あと、事業内容ありまして、例えば自転車の利用向上とかというのがございますよね。こういう自転車にはレンタルサイクルというのは一応は駅前とかにあるみたいですが、こういう環境税を使ってのレンタルサイクルというのはいかがでしょうか。そういう自転車を使つての、これもCO<sub>2</sub>にかかわるんでしょうけれども。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） レンタサイクル事業につきましては、観光推進課のほうで担当させていただきますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

環境負荷事業の一つとして、歴文税を使ってレンタルサイクル事業を行っているところでございます。収入につきましては、この補助金を77万4,000円使って事業をいたしております。この事業につきましては、少し毎年伸びてきておりまして、今現在は電動自転車を使って、より多くの方々に自転車を使って市内を回遊していただくということで実施しているところでございます。

ちょっと数字につきましては、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） なかなか具体的なところで、本日、私もホームページ等を見させていただきまして、いろいろな事業をたくさん小分けに——小分けというたら言葉悪いですが、いろいろ出されて、全額もあれば、一部補助という形でこの環境税は使われていると思います。

昨年が8,000万円ほどの歴分税はあったんですが、今年から交通渋滞を初めさまざまな交通渋滞の調査を行うという話も聞いておりますけれども、やはりこれは皆様から頂戴しているので、こちらの財源を、例えばこの毎年のデータいただいておりますけれども、毎年ある程度使つてはあるんですが、残高も残っておるわけですね。これ平成27年ですが、これで1億1,600万円ほど一応残高であるということでございますけれども、これを無理やり——無理やりと言ったら語弊ありますけれども——もっとプールして、財源として温めておいて、10年後とか20年後かにその交通渋滞解決するとかといった形でまとまったお金でやると、非常に効率的になるのではないかと思います。その辺はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましては、先ほど言いました歴史と文化の環境税の運営協議会のほうで使い道については審議をさせていただいておりますので、その中で決めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そういう会議の方いらっしゃいますけれども、例えば過去にそういう提言があった経緯はあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員が言われたようなご提言はその協議会の中であっております。

けれども、先ほど申し上げましたように、税の適用期間というのは3年ということで見直しをしていくということもございますので、そういう形の中で現在のご提言という形で承っているだけということに今なっている状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そうですね、これ3年を切って、来年は改正されますけれども、もうちょっと市民のことに對していろいろな事業を使われて、もちろんよい事業もたくさんあります。しかしながら、これは来訪者、いわゆる観光客の皆様方からの頂戴している税金であります。これはやはり来ていただいている方に返すのが筋だと思います。ということは、もちろん毎年毎年いろいろ使うのも事業かもしれませんが、太宰府市の交通渋滞を大きく変えるには財源が必要です。そのためにも、まとまったお金をある程度持ってないと、ただ毎年毎年の繰り返しになるのではないかという気がします。この件はオーケーでございます。

続いて、今年3月ですか、アンケートを見させていただきまして、このアンケートは、駐車場の利用者が400名で、18歳以上の太宰府市民が1,500名のアンケートでございまして、来訪者、市民を合わせて「評価する」が8割ということで、えらい高くなっています。事業者のほうに移りましては、「評価しない」というのが6割弱ということでアンケート結果載っております。

税を継続すべき理由としては、「来訪者と市民では歴史的文化遺産の保護、保存、整備に生かせる」が最も高く、事業者では、「観光資源、施設の保全や整備によってサービスが充実する」が最も高くなっております。

税を廃止すべきという理由にした方には、来訪者、市民では「個々が見えづらい」とかが最も高く、事業者では「来訪者に課税することに反対」が高くなっております。

税の制度も見直し、継続するとしたら見直すべきだとした内容では、来訪者、市民が税の使い道が最も高く、事業者では課税基準の見直しが最も高くなっているということでございますけれども、この評価はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今年の3月に報告書をまとめさせていただきまして、現在ホームページ等にも公開をしているところでございますが、先ほど議員言われましたように、来訪者の方についてはある程度の一定の評価をいただいているということで、税の使い方についてもご理解をいただいているものということで市としては理解をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そのとおりですね。来訪者からはアンケートでは一定の理解が認められるということでございますけれども、しかし事業者からはまだまだ不満があるという、アンケートから見ましても、あるみたいです。

財源はもうたくさんあるにこしたことはないんですけども、しかしながらこれ14年間に持って、事業者の方から14年もたつのにまだまだ不満があるというのは、現状は見過ごしてはい

けないのではないかと考えます。その点に対して、事業者に対してのこの不満に対しての解決方法はございますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今先ほど言いましたように、税制審議会の中にも駐車場事業者の代表者の方にお越しいただきまして、ご意見をいただいております。現在審議の状況を見守っているところでございます。その中で、今議員さんが言われたような事業者の方のご意見等もいただいておりますので、その中で市のほうとしても対策ができるもの、今後見直していけるものについては答申をいただいた後に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） もちろん審議会がありますんで、それを重視するというのはよくわかりますけれども、14年間もう長く徴収する側が不満があるというのは、やはり問題ではないかと思えます。その点に関して市長はいかが思っておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この歴史と文化の環境税というのは、先ほど申し上げましたように、例えばいろいろな勉強会行きましたら、地方独自の固有の税制のあり方として、一番最初に取り上げられる全国的にも特徴ある税制だというふうに考えておりますし、それが長年続けてこられたというのは、やはり駐車場業者の方のご協力あつてのことだと考えております。

いろいろな形での作業の問題等々あるかと思いますが、そのあたりについてご不満等々についても当然審議会の中で議論をさせていただいておりますので、そういうご意見の中で解決、解消に向かって進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひとも毎回毎回同じような流れと言ったら語弊はありますけれども、やはり結果的に同じような流れになっているのではないかなというふうなことを感じますので、ぜひとも今審議会やってありますけれども、もっと前向きな、いわゆる来訪者も市民も徴収する側も皆さんが喜ばれる、そういうふうな歴文税であつてほしいなと思っております。税をいただくだけの歴文税ではあつてはいけないと思えます。まだまだ課題が多いと思えます。どうぞ現場である事業者の声をお聞きいただき、全ての皆様方が納得できるような環境税にさせていただく、これからの審議会にぜひとも恵みが多い、前進できる歴文税になっていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員の一般質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告をしております国民健康保険税と美術品の活用について質問させていただきます。

まず、国民健康保険税の問題について、2点質問させていただきます。

県レベルの運営になる広域化に向けて、国民健康保険税の見通し、今後のスケジュールについては、さきの6月議会において質問させていただきました。その後、8月27日の西日本新聞の1面において、国保料35%が上昇予想と衝撃的な見出しが載りました。記事の内容を見ると、共同通信社が6月から8月に全国1,741市町村を対象に調査を実施したとありました。

まず、壇上においてお伺いいたしますのは、6月から8月に行われたとされる共同通信社の調査に太宰府市はどのように回答されたのか、その理由もあわせてお伺いいたします。

次に、病院窓口での減免制度の適用状況についてお伺いいたします。

医療機関の窓口負担や支払いを延期する徴収猶予の制度は、国保法第44条において、市町村は特別な理由がある場合に実施できるとされています。この減免は、保険税の減免と同様の行政手続として行われ、市町村は条例や規則、要項に基づいて手続や基準を定めて実施することになり、太宰府市においても、国保法第44条に基づく同制度が整備されているのは承知しています。過去の議会におきましても、適用状況を確認する質問を行いました。適用された実績はその当時はありませんでした。2009年には、厚生労働省が行った調査でも、全国の市町村の6割が減免制度を設けていると回答ありますが、そのうちの9割が実際には利用されていないとして、その要因としては、2010年の厚生労働省通知において示された減免基準が、収入が生活保護基準以下、預金が生活保護基準の3カ月分以下、入院のみと限定されていることが制度が適用されにくくなっていると言われていています。減免制度を利用しやすい制度にするために、市独自の適用基準を定める考えがないのか、お伺いします。

次に、美術品の利活用についてお伺いいたします。

平成28年度に文化学習課においてまとめられた美術品一覧では、絵画・原画164点、軸装13点、書13点、彫刻・工芸・額44点、写真8点の242点があるとなっています。美術品一覧では、所管部署、作品名、作者名、制作年代、素材・寸法、寄贈者、場所まで記載されており、242点のそれらを調査するのは大変だったと想像いたします。

美術品一覧を見て気になったのは、保管という状態になっており、市民の目に触れていない作品も多くあります。詳細は、絵画・原画83点、軸装8点、書1点、彫刻・工芸・額9点、写真1点の計102点です。平成28年度は美術品一覧をまとめて、今後はこれらの美術品の利活用、多くの市民の目に触れる機会をつくる必要があると思いますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 1 件目の国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

最初に、1 項目めの来年 4 月に国保財政の運営主体が県に移るが、保険税の見直しについての質問にご回答申し上げます。

まず、藤井議員がご質問の中で言われました調査の件についてでございますが、本年 6 月初旬に共同通信社より「少子・高齢化対策に関する首長アンケート」として回答を求められたものではないかと思っております。

このアンケートの中には、高齢者人口のあらましでありますとか、介護事業への取り組み、住民参加の地域包括ケア、高齢者の住まい、移住対策等、もうどちらかといいますと高齢者福祉についての内容が多くございまして、その中の一つとして、国民健康保険制度改革についての項目があり、3 つの設問がございました。1 つ目が、来年 4 月からの制度移行のための準備が間に合うか、2 つ目が、来年度の保険税率の変化の予想、3 つ目は、共同化により期待することと懸念することを選択肢の中からそれぞれ 2 つ以内で選ぶというものでございました。回答につきましては、あくまでアンケートということでございましたので、その時点での国、県の考え方など、わかっている情報の範囲内でどう考えるかということで回答をいたしております。

その中で、今回藤井議員がお尋ねの 2 つ目の問い、保険税率の変化の予想につきましては、上がるのではないかとということで回答をしております。その理由といたしましては、まず市町村が税率を決定する際の参考値となります標準保険料率、これにつきましては県が各市町村に対して示すものになりますが、この算定において、太宰府市の分につきましては現在の税率よりも高く示される可能性があったこと、また本市の国民健康保険事業特別会計は毎年度繰上充用を行わざるを得ないなど単年度収支で赤字であることなどから、税率は上がるのではないかとということで回答をさせていただいているところでございます。

次に、2 項目めの国保第 44 条に基づく病院窓口での支払い減免制度の状況についてご回答申し上げます。

国民健康保険法第 44 条に基づく対応につきましては、災害や失業等の理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図っても医療費の支払いが困難な場合に、一部負担金の減額や支払いの免除、徴収猶予が受けられるように、太宰府市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱規則を平成 24 年 2 月 16 日に制定をし、平成 24 年 4 月 1 日から施行しております。

藤井議員ご指摘の厚生労働省通知でございますが、平成 22 年 9 月 13 日付で発せられております一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取り扱いについての一部改正についてのことと思います。この中では、減免等を受けられる方の基準につきましては、議員おっしゃられますように、生活保護基準以下で預貯金も生活保護基準の 3 カ月以下の世帯となっております。これに対しまして、太宰府市の減免基準につきましては、まず生活保護基準の 1.1 倍を基準生活費とし、その 1.3 倍、生活保護基準から見ますと 1.43 倍になりますが、その方を対象としており、これを超えた方であっても、医療機関に支払う一部負担金所要見込み

額を考えますと、実収入額がこの1.3倍以下の基準以下になる方についても徴収猶予の対象としておりまして、国の通知よりもやや緩やかなものとなっております。

このようなことから、現行の基準の見直しにつきましては、今のところは考えておりませんが、今後も近隣自治体の動向でありますとか、社会経済情勢等も見きわめながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ありがとうございます。

まず、冒頭ちょっとお伺いしますけれども、8月27日の西日本新聞の共同通信社の記事を受けた調査ということで、太宰府市の回答は示していただきました。保険税率の予想については、後に述べられた理由で上がるということの回答だったですけれども、この報道を受けられた後、近隣市、例えば筑紫地区のところにこの調査に対してどういう対応をされたのかとか、福岡県下、把握はされておれば一番ベストですけれども、筑紫地区あたりで回答の状況、こういうアンケートをどう対応したのかとか、多岐の項目にわたっているようですので、国保課だけであることなのかどうか、ちょっと悩みますけれども、国保の関係で1面に出ておりましたけれども、国保課として、近隣市ぐらいには確認等はされた実績はありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） この記事に関してということでの照会というのはいたしておりませんが、通常、意見交換とかをやっている中での状況確認というのはやっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） これは広域化に向けてのスケジュールは6月議会でもいろいろお話ししましたけれども、改めてこれはもう要望いたしますけれども、まず近隣市の動向がどういう回答をされたのかというのは、ぜひ把握に努めていただきたいと思います。それは今後福岡県下での各市町村、自治体がどういう回答をしているかの把握にもよって、保険料の関係の部分が見えてくるのではないかというふうにも思いますので、この点は要望しておきます。

問題は、広域化における税の上がるというようなことでも回答ありましたけれども、実際に都道府県が示したその納付金を市町村は今度納めるというような形になると思うんですけれども、決算ベースで見ても、過去これも繰り返してきますけれども、100%国保税の徴収がいったことというのはないというふうに思います。太宰府市の徴収は90%以上ありますけれども、残りの数%を、今後県は100%を納付金として入れることを求めてくると思いますけれども、その点においてどういう形で対応になる見通しなのか。私の認識だと、県が用意する基金から借入れをして100%を納めるというような方法も一つ資料等で示されているというふうに認識しますけれども、そういう形になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 県のほうから納付金というのが示されまして、納付金を100といた

しまして、太宰府市としてお支払いできる部分が80いたしますと、残り20ということになります。今議員が言われた安定化基金につきましては、災害でありますとか、そういういろいろな事案によって収納がちょっとできないとか、著しく減るといふそういう具体的なときにしか使えない制度だといふふうに思っております。残りの20につきましては、各自治体で用意することになりますので、そうなりますとやはり今までやっておりますような法定外繰り入れでありますとか、繰上充用で資金を用意して、その100を太宰府市として用意して、県のほうに納めるという形になるということに理解をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 安定化基金が恒常的かというか、何か特別な事情がないと使えないといふ今ご説明でありましたけれども、だとしたら法定外の繰り入れ等も引き続き維持をしないと、当然それはできないのかなと思ふんですけれども、例えば福岡県下広域になりますけれども、よそのどこかの市町村でそういう特別な事情があつて、安定化基金の借り入れが行われました。そうすると、翌年度、その安定化基金から借り入れた自治体だけが責任を負うことになるのか、それとも県下全ての市町村にその分がひとしく、また県が示す納付金として算入される根拠になるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましては、安定化基金を借り入れた自治体のほうが翌年度にその分を極端に言うたら上増しといいますか、そういう形での返済という形になるのがベースになりますので、他団体の分を太宰府市のほうで負担をするということはないような制度になっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、今さらなことを聞くようであれですけれども、広域化の仕組み、県レベルになったときに、これ各種資料を見ても、保険税というところと保険料というような形で資料いろいろ混在しているんですけれども、保険料になるんですか、保険税として運営されるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今お出しの分につきましては、特段県のほうからこうしなさいとかという指示はございません。全体的に税として運営しておる自治体が多ございますし、本市につきましても税として運営をしておりますので、広域化になりましても税という形での運用で行ってまいります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） いや、今の答弁だと、もう税としてやるところ、料として運営するところと、県レベルの運営になつても福岡県下でそれぞれの自治体で徴収するといふか、税として徴収するところ、料として徴収するところがあるといふふうに、そういう見通しですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今回の国保運営改革で賦課のほうについては市町村業務になりますので、その分については今議員言われたようにそれぞれの自治体で料というところと税というところがあるということで、統一するという考えは今のところございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ちょっとそこは私はひっかかると思いますか、疑問に持つところなんですけれども、例えば税と料を一つ違いをとっても、滞納処分の時効処理の関係の年数も違ってきますし、それは県レベルの運営になるんだったら、県として一定整理といいますか、基準を示したほうが私はいいんじゃないかなと思いますけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、県レベルのことが運営されるのに税と料でそれぞれの自治体において違うというのは、私はちょっと違和感あるんですけれども、市長は率直にどう思われますか。おかしいと思うか、思わないか、市長の感想で結構です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと私自身がそれについてどう考えるかということは、具体的な実務として検討しておりませんので、実務のところから回答させたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 突然今振りましたんで、市長、ただ税にしても、料にしても、これは徴収をされるのは市長の名前でされるわけですから、その部分については、今回いきなり振りましたけれども、ぜひ今のやりとりも踏まえた上で、どういう形がいいのか、きちんと担当課から聞き取りをして、市長の考えというのをどこかでまたお話を聞ければと思いますので、その点だけは今日は伝えるにとどめておきますけれども、ぜひ市長も検討をされるようにしてください。

それともう一点、広域化については動きがあっておりまして、厚生労働省が7月10日に国保の都道府県化に向けた第3回の試算の方針を都道府県に通知をしておりますけれども、これが8月31日が提出期限だったようにありますけれども、この試算は今後公表されていくという考えなのか、公表は市が責任を持つのか、それとも県のほうで対応されるのか、第3回試算の扱いについてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 第3回の試算の結果につきましては、福岡県のほうが国のほうに現在精査をお願いしているというところがございます、まだその回答が国のほうから来ていないということがございます。

議員お尋ねの公表につきましては、市町村ではなく県のほうにおきまして時期や内容等含めて現在検討しているというところがございますので、そういう状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 試算が公表された上で、やはり保険税の急激な引き上げが行われるとかそういったことのないように、試算が出た段階で市として何ができるかということはぜひ考

えていただきたいというふうに思います。

また、特に第2回に行われた試算の中では、法定外の繰り入れを含まない試算という形になって、埼玉県の方では自治体によっては7割増になるとかそういうような例があったということもあって、今回第3回の試算がされるというふうになったと聞いております。ぜひ今回の激変緩和措置ですとかそういったものを残した上で、保険税が太宰府市は上がるというような回答をされたようではすけれども、それはまだ第3回の試算の前であった回答であると思いますので、ぜひその上がると回答した状況から少しでも下げれる可能性があるということを探っていただく上で国保の運営は今後もしていただきたいというふうに思います。

その点述べて、広域化については終わらせていただきまして、次に第44条減免のところをお伺いさせていただきますけれども、これまで第44条減免制度が整備されて約5年半経過しておりますが、これまで利用された実績というのは担当のほうで把握されていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 制度開始後から太宰府市として実施した件数というのはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 制度が実施されて、まだ適用された実績がないということではすけれども、その要因について何か総括といいますか、検証等されたようなこと、これまでありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 特に検証という形では行ったことはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 6月議会で無料低額診療の問題取り上げたときに、福祉的な部分でもありますけれども、そのとき取り上げました。ぜひこれも一度検証をしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。いろいろ国保税の高く払えないというような相談、私も受けたりして、いろいろ窓口に行ったりもします。そういったような状況を聞くと、本当は適用される方もあるんじゃないかなと思うんですけれども、個人の最後は預貯金の問題だったりとか、資産の問題が絡みますので、私がそこまで立ち入ることがなかなか難しいこともあったりするんですけれども、何か制度をつくって5年間適用がされていない。そういう状況が全くないというのは、にわかにはちょっと信じられないといいますか、国の基準よりは緩やかなものとなっているというような答弁ありますけれども、しかしそれでも適用がされていないというのは、何かしら適用されにくいような要因があるんじゃないかという視点で検証していただく必要があると思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 6月議会のときの無料低額診療のときにもお話をしたと思いますけれども、本年度からの生活支援課というところを機構を新たに設けましたところでございませ

て、そういう生活の苦しい部分の相談につきましては、横の連携をとりながらやっておりますので、そういうところで今藤井議員言われましたように第44条の適用ができる方がおられないかどうかという部分は、また庁内で確認をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） よろしくをお願いします。

当時、この制度の実施を求める質問をしたときに、当時の井上市長は当たり前のようにこれは取り組んでいかなければならないという議会で答弁をされて、その上で制度を整備されたというふうに私は認識しておりますし、この制度をつくれれば、議会で藤井がうるさくなくなるかなと思ってつくられたんじゃないということは思いますので、きちんとその適用の状況、仏つくれた、魂入れずというようなことのないように、つくった制度を生かして市民の皆さんの社会保障を増進していく、保障していくというような視点で運営をしていただきたいということを述べまして、国保の問題についての質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2項目めの美術品の利活用についてのご回答を申し上げます。

市の美術品につきましては、今まで各部署それぞれで寄附・寄贈された絵画等を管理しております。市舎内外の各施設に点在しておりました。そのため、所在及び管理状況を総合的に把握することができなかつたため、文化学習課に指示を出し、平成28年7月に美術品リストを作成したところでございます。

つけ加えて、代表的なものについて説明させていただきますと、大きなものでは筑紫美術協会さんがつくられました市役所のエントランスでの大きな壁画があります。また、中央公民館のどんちょうも筑紫美術協会さんのものでございます。中央公民館階段の入り口には、山田栄二さんの「田園のメロディ」がありますし、文化ふれあい館には富永朝堂さんの「永劫の炎」、また文化ふれあい館には、小野茂明さんの「竹の里屏風」があります。また、いろいろなコレクションを見ますと、島一行さんと足立襄さんの作品がかなりの量の保管があるということもご報告しておきたいと思っております。

具体的なことについては、部長の方から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 詳細につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

市長の指示を受けまして、平成28年2月に市が所蔵する美術品の所在調査を開始いたしました。7月にリストを取りまとめましたところ、市役所庁舎を初め市内17施設に絵画や書など242点の美術品が所蔵されておりました。

現在、多数の寄附、寄贈等により242点の美術品を所持しているところですが、現実的に市

の施設には美術品を適正に保管できる専用の施設や場所が備わっておりません。一部各施設の壁に展示しているものもありますが、ほかの多くは空調も湿度管理もできない倉庫等で保管しておりますので、状態が悪く、傷み、劣化が激しい作品が多くみられる状況です。このような状況ですので、リスト作成とあわせて、今後の寄附、寄贈の受け入れに関して無条件に受け入れるのではなく、太宰府市美術品の寄附、寄贈に関する受け入れ方針を定め、運用しております。

今後の美術品の利活用につきましては、展覧会の開催や、ほか施設への貸し出し等が考えられますが、現状では厳しい状況があるのではないかと考えております。展示できる作品もありますが、多くの作品は補修が必要となってまいります。

今後の課題といたしまして、管理の行き届いた保管場所を確保していくのか、展覧会開催や貸し出しのために美術品の補修に予算を割いていくのかを検討しなければいけないかと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ご答弁の中で今ありました、何か受け入れ方針というようなことを今教育部長のご答弁からありましたけれども、それはどういったものでしょうか。もう少し具体的にご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今年の7月、作品のリストを作成するとともに作りしましたところに、まず美術品の受け入れの窓口は、申し出があった担当課のほうがまず受け付けをするという形ですね。その作品については、太宰府市にゆかりのある方の作品、それと国や県、市町村が主催、共催、後援する美術展等において受賞をした作品、どちらかに該当するという形のものということをしております。

それと、受け入れがたい作品としましては、市の財政的な負担になるような維持管理を必要とするもの、それと公序良俗に反する作品、行政の中立性、公平性を損なう作品、維持の方法や展示及び保存が難しい作品、既に破損や汚れがあって状態が損なわれている作品については、今後の維持管理等に財政的な負担が伴うということで、一応受け入れがたいということにしております。

それと、美術品の処分につきまして、今後不要となり、もしくは破損や補修を加えることができない場合は、市の決裁を受けて、内部的な決裁ですけれども、それで破棄することができるという条件をつけるというふうな形になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今の美術品の受け入れの状況というのはわかりました。運用の状況ですね。

じゃあ、まとめられた美術品一覧持っておりますけれども、242点の美術品の中で、事前に質問の聞き取り等の中でお伺いしたのは、以前展示をされていたものを新しく寄贈というか、受け入れた関係で保管のほうになったというような経過もあるというようなこともお聞きしておりますけれども、美術品一覧をまとめられるに当たって、もし把握しておられたらで結構なんですけれども、この242点の美術品の価値といえますか、どれぐらいの資産としての価値があるのか、そういったものは把握されていますか。把握されていないならされていないで結構ですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 価値は物すごく大きなものがあると思います。そして、個人の作家のかなりの部分が寄贈いただいている分があるんです。これは本当に筑紫美術協会さんの大きな流れの中でいただいておりますし、寄贈された作家の方は有力な人たちでありました。そういう方たちの主要作というのが市の中にあるということは、お金にかえがたいものであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、今の市長の答弁を受けて、先ほどご答弁でありましたけれども、貸し出し、市民の方に目に触れる機会をつくるにしても、修繕、補修等が必要な状況もあるというようなことでしたけれども、まずこれも確認されていたらで結構ですけれども、先ほどの答弁をお聞きしたところは、美術品の補修に予算を割っていくのがどうというような答弁あったと思うんですけれども、ちょっと聞き漏らしがあったかもしれませんが、美術品の作品に予算を割くというのが、言葉はあれですけれども、場当たりのといいますか、予算がどれぐらいというような、余裕があれば対応していくというような感じでちょっと私とってしまっただけなんですけれども、一度今ある補修が必要な美術品等の補修にかかる費用がどれぐらいかかるのかというのをきちんと積算をされて、その上で年度ごとの計画を立てていくとか、中・長期的な美術品の補修に向けた計画を立てていくというようなそういうお考えはございますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 特に計画はまだ何も立てていない状態ですけれども、一度寄贈を受けましたときに、足立裏さんの作品の寄贈を受けたときに、文化ふれあい館のほうで展示会をしております。2週間程度で受け入れた作品の半分程度、20点ほど展示をしたかと思いますが、そのときの修復と額装、そういうものを含めて100万円程度かけてお願いしたという経緯がございます。ですので、今後作品の真贋とか鑑定とかということろまで含めてしていくと、ちょっと費用がどれぐらいになるかということもまだ今の段階では出ておりません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今出ていないということですが、やはりそれは必要な数字を求めることでは必要なことかなというふうに思います。計画を立てていく上でも、せっかく寄贈

されて、市長もあれだけ熱弁をされるだけのものが保管という状態で市民の目に触れられていない作品も多くあるという部分では、やはりそういった計画を早急に策定していただくことが次のステップといたしますか、美術品一覧をまとめられた次、これをどういう形で生かす方向があるのか、それを生かすためにはどれくらいの費用的なものがかかるのか、そして修復をしていくためにどれくらいの年数をかけるのかというようなことをきちんと計画的に中・長期の計画を整備をしていただいて、そして市民の方への展覧会の開催ですとか、例えば地域の人が集まる場所、病院あるいはそういったギャラリーを備えているようなカフェとかそういったところもありますけれども、地域への貸し出しというのも貸し出しできる作品が増えていくのではないかなというふうに思いますので、この点は今後も美術品の一覧をもとに計画を整備していただきたいということを重ねて要望いたしまして、今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしております2件について質問をさせていただきます。

まず1件目でございますが、市長の市政運営についてでございます。

6月議会において、議会は、市長に対する問責決議を可決いたしました。特に全議員の氏名で提出して、全会一致で可決したことは、私は大変重たいものであったと認識をいたしております。市長は、この問責決議を受けて、少しは今までの市政運営や言動に対して反省をいただけるものと少なからず期待をしておりましたが、見事に裏切られました。9月議会直前での富田副市長の解職、議会初日の行政報告の内容を聞いても、全く反省の色が見えず、これまで以上に市長の横暴ぶりはひどくなったのではないかと判断をせざるを得ません。

また、副市長の解職についても、市長就任後、副市長のなり手がない中で、富田副市長は、市政のことを考えたあげく、男気を出されて、困難覚悟で引き受けられたと思います。もちろん議会としても、富田副市長なら行政経験も豊富であり、しっかりと職責を果たしていただける方であると判断し、全会一致で同意したわけであります。副市長就任後も、議会での答弁はもとより、さまざまな場面で市長をフォローし、一生懸命市長を支えていたと私には見受けられました。しかしながら、その富田副市長を改革が進まないなど勝手な理由で解職したことは、常識では考えられません。

また、これまでの市長の市政運営や問題ある言動等、自分のことは棚に上げ、人に責任を負わせる、やめさせること自体、行政のトップとして言語道断であり、許される行為ではありません。当然、副市長がかわっても、現在の市長の考え、市政運営に対する現在の姿勢では、改革が進むとは到底考えられません。このまま市政の混乱、停滞が続くようであれば、それはまさに芦刈市長の責任であり、しわ寄せが来るのは市民であります。市民皆さんのことを第一に考えた場合、市長ご自身の進退問題についても決断すべき時期に来ているのではないのでしょうか。政治生命をかけるのであれば、みずから潔く辞職し、改めて民意を問うべきではないか思います。

そこで、3点伺います。

まず1点目、問責決議についてどのように市長は受けとめてあるのか。

2点目、副市長の解職理由について、納得いく説明を求めます。

3点目、この混乱した市政の中で、9月議会、またその後の市政運営に対してどのような考え、また市長の政治姿勢があるのか、3点伺います。

2件目でございますけれども、スポーツ施設の充実についてでございます。

小学校グラウンドへの照明設備の設置について伺います。

現在、本市では、多くの子どもたちが社会体育での活動を行っており、さまざまな種目、また各チームに所属し、少年スポーツに取り組んでおります。そして、スポーツを通じて子どもたちが一生懸命頑張っている姿を見ると、非常にたくましく、将来が楽しみだと感じるところでございます。

しかしながら、本市のスポーツ施設の現状を見ると、まだまだ十分であるとは言えず、特に少年野球やサッカーなどグラウンドで行うスポーツについては、11月以降、冬場の時期には夕暮れが早く、放課後すぐに暗くなるため、平日はほとんど練習ができないという状況にあり、照明施設を設置してほしいとの要望も実際にいただいているところでございます。

いよいよ2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。スポーツに取り組む子どもたちにとっては、日本で開催されるということで、オリンピックが近づくにつれてスポーツに取り組む意欲もますます高まってくるのではないのでしょうか。本市においても、少年スポーツの普及、発展、そしてすぐれた選手の育成、また輩出するためにも、十分に練習ができる環境整備が必要であると考えます。

そのような点から、早急に小学校グラウンドへの照明設備の設置を求めるところでございますが、市の見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

1件目の市政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの問責決議に対する私の見解であります。去る6月議会最終日の問責決議

可決後に私が議場で申し述べさせていただいたとおり、市政の運営者として重く受けとめ、反省しております。

今回、問責理由の一つとなっております住民監査請求に対する不適切な文書作成の責任及び監督責任並びに第三者委員会の設置に係る一連の経緯について、私自身給与減額という形で責任をとるため、本議会に給与減額の特例条例を提案させていただいておる次第でございます。

次に、2項目めの副市長の解職につきまして、初日の行政報告で申し上げたとおりでございますが、改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として経験豊かで、市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらうことを考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまう事案があり、報告や相談が少なくなってきました。副市長は、4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実への方針転換することを表明することになりましたが、私の公約を実現するものとは反対の方向でございました。行政改革につきましても、これまでどおりでよいと改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこちらの方では市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものでございます。

最後に、3項目めの今後の施政方針につきましては、私の公約の中でも重点項目としていました中学校給食につきましては、6月議会の行政報告において、学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいという結論に至り、ランチサービスの充実へ方針転換することを表明しておりました。私は、中学校の完全給食は実現されなければならない将来的な課題であると考えております。そのために、今後、教育長や教育委員の皆様と協議を重ねながら、これからの方向、方針を検討してまいります。

私が市政の課題と考えております中学校給食の取り組み、行政改革の取り組み、まちづくりの取り組みを行っていく中で、議員の皆様とコミュニケーションを図り、ご理解をいただき、今後の市政運営に強いリーダーシップを発揮していきたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） まず、1件目の問責決議についてちょっとお伺いしたいと思っております、見解を。

この問責決議を議会から受けるということは、全国的にもそうないと思っております。私は、議会から首長が問責を受けるということは、大変これ恥ずかしいことであると思っております。特にこの太宰府市においては、全国でも名の通ったまちでありますし、その市長がこういう形で問責を出されるということに、私は非常に恥ずかしいと——先ほども言った——思

っております。この週末、私もいろいろな市民の方から話を伺いました。やはり市民の方からも、太宰府に住んでいる住民としては非常に情けないということが多く聞こえてきました。

そういった中で、市長は、市長会とか行かれていた中、これから行かれるかもしれません。そういう形でどう汚点を残された、私は、汚点を残したと思っております、問責を受けたことが。これに対して市長はどう思われますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私として、今回問責決議の冒頭にありますし、一番大きなきっかけになりました不適切な文章をめぐる一連の経緯について、だからこそ私は責任をとり、反省し、今回私自身に対する処分案を出させていただいておるということが大きな反省しているということ、そういう意味では大きな問題だったわけですから、そういう形で今回提案させていただいておるということでもって問責決議を受けての反省の私の姿勢ということで出しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 私からしたら、給与削減については、一つのパフォーマンスにしか見えないと思っております。自分で出された月額10%という根拠もまいわかりませんし、これが本当に責任の重大さの中でそれだけの思いがあるのかといたら、それはどうか考えるところがございます。

それで、問責を受けられて、その後9月議会まで、市長は、この問責を受けたことに対して、私は、どのように考えてこられたか、非常に疑問に思っております。なぜならば、問責を受けた後、9月議会の対応に対して、普通ならば例えば副市長をすぐに解職するとか、給食専門員とか、行財政改革推進員とか、そういう議会で否決されるような、現に委員会で否決されましたから、そういう提案をわざわざしてくるかなと思います。そういうところから見ても、全くこれは反省をされていないということが私は感じられるところでございますけれども、この点について市長はどうお思いでしょうか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 昨日からありましたように、行政改革推進員ということは、平成13年から平成23年まで第4次行政改革大綱というのがありましたが、それ以降ありませんでした。私も議員時代から行財政改革基本計画がないということはとても大きな問題ではないかと指摘しておりましたし、平成29年度当初予算にこのことを上げることを副市長に指示しておったわけですが、残念ながら上がるというような形になりませんでしたし、それをそれでも上げなさいということ指導ができなかった私の責任かとは思っておりますが、よく考えていただきたいのは、やはり行政改革というのは大きな問題だと思いますし、時期ということ言えば、3月当初予算に上げるべき課題だったわけですが、それがこの9月議会に提案しておりますが、結果的に総務文教委員会では修正否決ということになっておりますが、私は、まず第一に

行政改革というのは必要な課題だと思っております。総合計画の一番最後にあるというのも私はやはり問題だと思っておりますし、ほかのまちの市長様の施政方針を見ても、市役所がどれだけ市民サービスをしているかということについて、毎年毎年点検し、改善していくということを皆さん述べられておるわけございまして、その点についてやはり市長は、何度も言っておりますが、市民の人からお預かりしたお金をどのように活用し、市民サービスを充実していくのか、これは取り組んでいかなきゃいけない課題と考えたがゆえに、期半ばではあります、やはり大事なことだと思いますし、かねてから申し上げておりますが、いろいろな外郭団体のあり方、いろいろな委託金や補助金のあり方、入札の問題等というのは、やはり内部のチームをつくって改善していく課題だというふうに考えますし、これを抜きにしては足元の改革というのは、私、できないと思いますので、あえて期半ばでございまして、やはり大きな課題であると考え、今回提案させていただいている次第でございまして。

また、給食専門員についても、いろいろな議論が、私は急ぐ必要があると思っておりますので、専門的な見地から議論していただき、今の議論をもっともっとスピードアップしていくという必要があると思っておりますので、今回提案させていただいておりますので、否決する可能性があるものを何であえて提案するのかという発言でございましたが、私は政策上の必要があると考えております。一つは、行政改革を、繰り返しになりますが、進めていくというのは抜きにしては考えられない課題でございまして提案させていただくと、それと給食問題についてもしっかり取り組む必要があるからこそ、今回あえてという言葉になるかもしれませんが、提案させていただくとということでございまして。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 市長の答弁が長過ぎてあれでしたけれども、私が言いたいのは、結局いろいろな今言われた政策に関しても、全然段取りがなされないまま思いつきでやられているということしか感じ得られません。

それはまた置いとしまして、結局私が言いたいのは、この問責に対して本当に真摯に市長はどう反省されているのかということを知りたいわけでありまして。結局行政報告の中にもありましたけれども、読み上げますけれども、問責決議に対する私の基本姿勢は、決議後の意見表明にあるとおりです。なお、広報8月号にも掲載いたしております。この程度の表明というのは、私、どうかなと思っているんですね。9月議会初日に、6月議会に問責を受けた後しっかりと反省をされていたのであるならば、もう少し自分の言葉で、その間こういうことがあって、こういうことを考えて、こういうことを反省しているよと含めてしっかりと行政報告の中で市長の言葉で話をしてほしかったと私は思っておりますし、この広報8月号にも掲載いたしておりますというて、これで済ませること自体が、これはちょっと市長の感覚、私はわかりません。その辺どう思われますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 広報の8月号に掲載しておりますし、6月19日の問責決議をいただいた後のことも表明しておりますわけですので、あえて言わせていただきますと、これは誠に不徳の至りでありますし、市政運営の責任者として重く受けとめます。今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題の解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図りますというふうに言っております、それはこういう文章の中にもありますし、ことしげく私も表明しておりますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） なかなか理解はしようと思ってもできませんけれども、大体その広報の市長からのメッセージって、これおかしくないですか。これは本来なら問責を受けた後の謝罪文じゃないですか、これははっきり言って。何が市長のメッセージかなと私は疑うところがございますけれども、そういうところから全く私は反省されていないというふうな感じしかとれません。

次に行きます。

副市長の解職の件でありますけれども、副市長が社会的信用を落とすようなことをされてあるならば、これは解職は理解できるんですけれども、今まで、さっきも言いましたけれども、市長をしっかりと支えてこられたわけですよ。そういう副市長に対して行政報告の中でいろいろ理由がございました。しかし、私、この行政報告の内容見て、はっきり言ってびっくりしました。この解職理由は何かいなど。恐らく市長がこれ作成されたと思いますけれども、ちょっとやっぱりこれは耳を疑いました。この程度で副市長を解職するということは、全体のこと考えますと、これはあつてはならないことだと思っております。非常に行政としても損失が大きいと思っております。特に今市長自身がいろいろな形で暴走されるところあります。しっかりと副市長がそれを支えてあつて、市長の恥をかかせないようにしっかりと副市長は暴走をとめてあつたと思うんですね。その辺、何で市長は理解できなかったのか。はっきり言ってこの解職理由、私は疑問を持っておりますけれども、これについてもう一回、市長、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げましたが、大きくは今までどおりでいいという考え方と、やはり問題点をいろいろ見つけ、改善していくということをそれなりのスピードを持ってやっていかなきゃいけないという私との考え方の大きな食い違いが、1年目はそうありませんでしたが、2年目、とりわけ去年の末からの予算の編成あるいは3月、4月段階でいろいろ出てきまして、私としては、やはりいろいろなことを総合的に考え、こういう形の結論になった次第でございまして、一心同体として進んでいくというふうになっていなかったという問題、それは私自身の責任もあるわけですが、そういうところで判断させていただいておりますし、今回最終日になりますが、提案させていただく人事については、もっともっと一心同体となって、い

ろいろなことがコミュニケーションを図り、進めていけるような形の提案をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今市長は、スピード感を持ってとおっしゃいました。そうしましたら、副市長がおられたとき、この2年半、副市長がおられても、結局市長は自分の掲げられた公約、また施政方針等でうたわれた内容と、私もちょっと施政方針平成27年度からの分見させていただきました。はっきり言って進んでいないものばかりというか、議会にも報告がなし、この政策はどうなったのかなということもたくさんありました。市長の任期は4年しかありません。その中で2年半もう終わったわけですよ。そういった中で、この2年半、逆に言うと市長は何をされちゃったのかなと思うんですけども、大分最近では公約が進まないからそういう焦りもあったのかなと見受けられます。そういった意味で、副市長を解職したということも言われておりますけれども、どうもそれは納得いかないわけでありまして。副市長をかえたからといって、これは明らかにその政策が進むわけでもありませんし、その辺私のほうがおかしいのか、それとも市長の考えがおかしいのか。私は自分の考えは間違っていないと思っておりますけれども、その辺改めて市長にお聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろなことが結果的に進んでいないということについての現状について、全く私自身もそう思います。だからこそ私は、いろいろなことについて、ここはこうしよう、ここはこうしようということを提案してきたわけですが、残念ながらそういう形のことに進むということになっていないということについての私自身の反省と今後どうするかということで、こういう形でのことを考え、副市長の解職していただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 続けますけれども、それと行政報告でも市長が言ってありましたけれども、過去にも平成28年3月議会に市長給与削減案を提案しようとしていたところ、出しても通りませんよとか、通しませんよとか、そういうことを正副議長が言ったと言われておりました。これについては別の件でたしか市長のところへ伺ったかもしれません。その中で、市長給与削減の話についても市長のほうから切り出されて、こういう話になったかもしれません。しかしながら、これは結局最初の提案のときに、その削減する根拠もなく、そういう形で議会は否決したわけですよ。それに基づいて私たちは、次もう一回出されるのであれば、ちゃんとした提案理由を持って提出してくださいと、そういうアドバイスをしたつもりだったと私は認識しているところでございます。それが、後からもありますけれども、この申し入れは市長の人事権、予算提出権、議案提出権への明確な侵害ではないでしょうかという話になっております。これはちょっとおかしな話であって、議会から私は圧力をかけられたみたいな言い方をさ

れてありますけれども、このことの真意は何か、市長、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 真意はそのとおりでございます。1年目、私の給与削減案を公約どおりに出したわけですが、残念ながら賛成少数ということでもって否決されました。2年目も出そうと用意をいたしておりました。そのときに、先ほど申し上げましたように、議長、副議長が来られ、いろいろな議論はあると思うんですが、公約に基づき1年目も出しました。2年目も出したいと考えておりますと発言したところ、出しても通しませんよ、通しませんよという発言があったということは私は事実だと思いますし、そういう意味では私がいろいろなことありますが、議案書を出す前にそういうことのご発言というのはどうなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件については、私が言わないまでもにしても、結局全会一致で否決されたわけですよ。その辺を市長は重く受けとめてほしいと思っておりますし、決して侵害しているわけでも何もございません。市長は行政のトップでございますから、当然人事権、予算提出権、議案提出権あるわけでございます。そういった中で、正々堂々と議会に出されて、議会としても議論はするわけですから、何も首長の権限が議会から侵害されていると、そうは思わないと認識しております。そういうことを市長が言うこと自体、私は本当に恥ずかしいことかなと思っております。私には議会に対する恨み節にしか聞こえない、はっきり言って。そういうことはやめてほしいと思います。しっかりと市長と議会とは二元代表制のもとやっているわけです。今市長が暴走するから、私たち議会としては監視機能を強化しながら、全議員でそれをとめようとしているわけでありまして。そういったところをしっかりと市長は認識をしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度聞きますけれども、この侵害について私は非常に納得いかないと思っておりますけれども、それでも市長はこれは正しいと思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

2年目と3年目はかなり違っております。2年目、出そうとしておりました、そういうふうな形の流れがあったということは間違いなくあるわけございまして、アドバイスというよりも、私としてはそれでも出さなきゃいけなかったと反省しておりますが、やはり出せなかったというか、2年目、やはりそういうふうなご発言があったというふうなこともあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件については納得はしておりませんので、ちょっとまた次の質問に行かせていただきたいと思います。

それで、結局市長、9月議会もいろいろな案件出されましたけれども、例えば先日総務委員会でことごとく否決されたとか、今までもさまざまな形で市長給与の削減とか、機構改革、そしてそういうもろもろが議会で否決されておるわけでございます。おまけに問責まで出されているということでございます。そうしますと、既に市長と議会の信頼関係というのは、これはもう失われていると私は思っております。

そういった中で、今後、9月議会まだ終わっておりませんが、9月議会なり次の議会まで、市長は議会との関係をどうされようと思うのか、その辺ちょっとお聞かせください。もう議会としては信頼関係を失えば、市長としての職務は非常に私は厳しいと思っておりますので、そういう点も含めてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 結果的にいろいろな提案したものが否決されるということは、誠に残念なことではありますが、私としては、いろいろな大所高所からこれは必要ではないかということは提案させていただきながら、こういうふうになりましたのもやはり議員の皆さんとのふだんのコミュニケーションが足らなかったなという大きな反省がありますので、そのあたりを生かしながら、やはりこの太宰府というまちの未来のために、私は私として考えて進めていきたいというふうに思っておりますので、議員お一人お一人とそういう話をまたさせていただきながら、今後の職務について当たりたいというふうに考えております。まず第一には、やはり問責決議を受けて、今回の私の処分案というのを提案しております。2番目、学校給食の問題についても、早急に学校での保護者説明会はしたいというふうに考えておりますし、3つ目には、行政改革という形で常に考えなければいけない課題を提案させていただいておりますし、またここ2年あるいは3年の市役所内部の職員のいろいろな努力の中で、大きな方向性がまちづくりについて出てきておると思います。都市計画マスタープラン、太宰府館の運営をどういうふうにするのか、佐野東の区画整理の計画等々いろいろ出てきておりますし、そのあたりのところを議会の方たちにも公表しながら、今後とも進めていきたいという決意で臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今職員のこと出ました。私は、一番は、職員のことちょっと心配しております。結局副市長を解職され、教育長も辞職を促された。そして、職員に対しても、以前監査委員の文章問題の件で担当職員を処分するというようなことも市長はおっしゃっておったということを耳にしております。処分、処分とかもうこういうことをされると、私は逆に職員が仕事ができないと。逆に、もうこの時点で副市長を切った時点で、職員との信頼関係はなくなっているという思いしかありません。今までも副市長が部課長としっかりとコミュニケーションとりながらその辺意見を吸い上げてきたわけですから、その副市長をそういう形で簡単に解職するということは、私は職員にとってもこれはもう士気が下がっているということし

か感じられません。

そういった中で、結局議会とも信頼がない。そして、職員とも信頼がない。そして、私は、さっきも言いましたように、市民とも最近はいろいろな話を聞いておまして、やはり市長に対していろいろな批判的なご意見も伺っております。そうなってくると、結局市長がおっしゃるオール太宰府どころでないと思うんですよね。これは一回失った信頼というのは非常に取り戻すのは厳しい。それ以上の政策提案をしながら本当にまちづくりをして、これ以上のまちにしていって、そういう覚悟があればそれは別でございますけれども、今の状況では一向によくないと私は思っております。むしろこのまま市長が続けていって市民生活にも影響が及んできますし、後からこの4年間でどう判断されるのか、私は心配をいたしておるところでございます。

こういった形で、信頼をなくした市長にとっては、私はもうこれ以上職務を続けていってもらっても、先ほども言いましたけれども、ツケは市民に回ってくるわけですから、なるべく早い時期でみずから辞職していただくなり、その辺を求めたいと思っておりますけれども、その辺市長は今のところ辞職することは考えてあるのかどうか。非常に私は市長の責任は重たいと思っている、今までの取り組みについても、副市長の今度の解職についても。その辺、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長解職の結果、どんなふうになるか。私は、今回新たな人事案を提案させていただく予定でございますが、その結果として必ずよくなる方向に、あるいは今までスローモーだった改革が進んでいくことになるのではないかとこのように私は考えておりますし、市民の皆様にもいろいろな形での発信をし、もっともっと強い市長のリーダーシップと市役所内部でのやる気出での取り組みということと、そしてそれを中心にして、先ほど言いました幾つかの課題について議員の方とお話する中で私は仕事をしていくつもりでございますし、また逆に新たなスタート地点に立てたのではないかとこのように考えてもおりますので、そういう形で今後の運営については考えていきたいというふうに思っております。

ここ1年ずっと考えてきたことでございます。このままではもういけないと、進まないという判断を私自身が今回させていただいておりますので、いろいろなご意見あるかと思いますが、私はそういう決意で臨んでおるとこのことでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 9月議会始まる前から、始まった後も、いろいろな形でこのような新聞報道がされております。それもほとんど各社です。そういうことは太宰府市であってはいけないと、このまちではそういうことはあってはいけないことと私は認識をしております。これは決して正常なことではないと。もうむしろこれは異常ですよ。こんだけマスコミが新聞に書いて報道すると。これを早く私は正常化していただくためにも改めて市長に伺いますが、ぜひ

早急な市長の辞職を私は求めたいと思っておりますけれども、もう一回回答をお願いしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな報道がなされております。また、その報道もいろいろな方面からの報道がなされているわけですが、あえて言わせていただくと、私は、産みの苦しみではないかというふうに思っております。やはり今までの進め方ではいけないのじゃないかなと思えますし、今後ともいろいろな形での改善、改革は進めていきたいという私の決意のあらわれであるということをご理解いただきたいというか、私としては表明しておきたいというふうに考えております。

いろいろなことを、私も市民から選ばれて市長になったわけですから、こういうところで考えておけるということはやはり私も伝えていきたいと思っております。そのような中で、今後のまちの方向というのが市役所、議会、市民の皆さん、そしてまた関係団体とどのような形であるべきか、しっかり訴え、考えていきたいというふうに決意いたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件に関しては、いずれ見識を持った市民の方がしっかりと判断を下していただけるものと私は期待をいたしまして、1件目を終わります。

2件目、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2件目のスポーツ施設の充実についてご回答申し上げます。

1項目めの小学校グラウンドへの照明施設の設置についてでございますが、現在、市内の照明施設を有する屋外体育施設及び学校施設につきましては、7カ所ございます。北谷運動公園野球場、同じく北谷運動公園のテニスコート、市内4中学校の校庭、学業院中学校テニスコートとなっております。

他市の事例を参考にした小学校グラウンドへの照明設備工事費の試算では、約3,000万円が必要となります。また、グラウンドの広さから利用できる競技種目に制限がなされるため、現在利用実績のある少年サッカーや少年ソフトボールの利用が考えられますが、ほかの体育施設のような多様な利用ができないことから、照明設備設置の優先順位はほかの施設と比較して低いと考えています。

利用者から設置要望などもあり、これまでの照明設備を有しない施設への設置について内部で検討を行ってまいりましたが、費用対効果の観点から、年間の利用回数等を考慮しますと、期待する効果が少ないと判断をいたし、新たな設置計画は行っておりません。

さらに、冬場の屋外での夜間9時過ぎまでの利用を促進することは、子どもたちの体力や健康面、防犯上の観点から余り好ましくないものと考えております。

体育施設の充実につきましては、小学校のグラウンドだけではなく、そのほかの体育施設の補修等もあります。予算の確保に努力をしておりますので、総合的な予算の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） ということは、今回答をお聞かせいただきましたけれども、照明設備設置の優先順位は低いということで、今のところはもう無理だということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 議員のおっしゃるとおりです。

中学校のほうの照明施設4カ所ございますけれども、場所によっては稼働率が50%に満たないところもございますので、そういうところの活用もしていただけたらいいかなというふうに私は考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それと、先ほど庁内でも検討されたということでございましたけれども、どういった内容を検討されて、どういうことがあったのか、ちょっとその辺お聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） スポーツ課の内部と体育協会等で、施設の修復箇所とか改善箇所という要望の場をいただいた上で内部的な検討を行ったということです。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） スポーツ施設については、この間環境厚生委員会のほうで視察にも行きましたけれども、非常に太宰府市のスポーツ施設というのは老朽化して、全然手が施されていないところがたくさんあったわけでございます。それだけでも太宰府市はスポーツに対しては関心が低いというか、何かそういうスポーツで本来なら今まちづくりをしていかないといけない時期かなとは思うんですけれども、なかなかその辺の対応が遅れているのかなと思ったところございました。

そういった中で、私も近隣市の状況を調べさせていただきました。そうしましたら、筑紫野市、大野城市については大体整備されているということでございました。そして、今春日市が12校小学校がある中で、4校は通常の照明設備が設置されていると。そして、ここ数年で2校に簡易の照明設備が設置されたということを聞きました。春日市としては、要望が上がっているということもあって、予算の目途がつけば今後は簡易照明を未整備の全小学校に設置する方向で今動いているということを私は聞いたんですけれども、その辺は何か聞いてありますか、担当課としても。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 他市の状況はこちらのほうでも調べておりますけれども、何せ優先順位

と申しますか、修復のほうに先に費用をかけたいというところもございますので、そちらのほうは順番的にどうかなというところがあります。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 無理につけてくれという話じゃないんですね。今回はあくまでも要望という形で提案させていただこうと思っております、せめて全部じゃなくても一校でも簡易照明をつけていただければということのお願いでございますし、実際春日市が簡易照明1校当たり300万円をつけてあるわけです。だから、通常から比べると10分の1で簡易照明ならつけられるということなんですよ。だから、そういうことも考えて、その辺それぞれ市のスポーツに対する力の入れ方が違うとは思いますが、その点をどっか頭の中へ入れていただきながら、予算に対して努力していただいて、いずれは1カ所でも結構なんで、つけていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それともう一件、私、調べる中で、今回他市にはグラウンドの利用規則があったんですよ。太宰府市、ずっと調べたんですけども、なかなか利用規則出てこない。これは太宰府市ではあるのか、ないのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） いろいろご意見ありがとうございます。

小・中学校に関するものに関しては、開放に関する規則というのはあるんですけども、グラウンドについて特に規則等は設けてはございません。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 春日市でも大野城市でも明確に学校施設の使用規則というのがつくってあって、使用時間も明確に、例えば平日なら午前9時から午後9時までと、照明の関係でもありますけれども、規定があるんですよ。ということは、太宰府市においては、これは時間はもう関係ないということですか、利用時間というのは別に決まってない。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 先ほど申しました小・中学校の施設の開放に関する規則の中で、開放時間ということでの制定をしております。先ほど議員の質問の中にもありました冬季の間の平日の利用ができないというところは、今まで日没としていたところが、日没の時間が季節によって曖昧というところで、月によって5時までであったり、6時までであったり、夜間の7時までであったりという形での制定はしております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） これもスポーツ公園ですか、その辺の規定の件も含めてという形ですかね。それはこの間提案されてありますので、その件はたしか環境厚生常任委員会でもご審議がされたと思っておりますけれども、そういう形で小学校の各グラウンド規則に記載されてあれば、それはそれでいいと思っておりますけれども、他市の状況も参考にしながら、またそういう形で策定されてもいいのではないかなと思っておりますのでございます。

そういう形で、今回照明設備について、先ほども申し上げましたけれども、ぜひつけていただく、検討をやめたんじゃないで、これからもぜひ検討をしていただきたいと思うとります。

それとあと、やはりこれから2019年にはラグビーのワールドカップもございますし、2020年には東京オリンピック・パラリンピックございます。その後も、例えば福岡で世界水泳とか、いろいろな国際大会も行われます。グラウンドを利用するスポーツだけじゃなくて、さまざまなスポーツに対して最近では子どもたちも関心を持って皆さん一生懸命スポーツに取り組んでいる状況が見受けられます。そういった形で、ぜひ太宰府市からもすばらしい子どもたちが将来大きく羽ばたいていただきたいと私は思っています。そのためには、もう少しスポーツ施設の充実を、なかなか本市の場合、決まった予算しかないということで非常に厳しいところはございますけれども、スポーツ施設に対しても少し目を向けていただいて、しっかりその辺は環境整備をしていただきたいなと思っておりますので、その点を要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1 件目、水道事業について2項目伺います。

1 つ目は、水道料金の引き下げについてです。

平成22年に料金引き下げが実施され、7年がたちました。水道事業会計を見ますと、決算において、平成27年度は2億400万円の黒字、平成28年度も2億4,800万円の黒字決算となっています。平成28年度に策定されたアセットマネジメント計画、中・長期の健全計画に沿った運営を進めていく中で、さらなる引き下げが検討できないかを伺います。

2 つ目は、福岡地区水道企業団における負担金についてです。

太宰府市は、福岡市や近隣の12自治体、1 事務組合、1 企業団で構成される福岡地区水道企業団から給水量の約3分の2を受水しており、毎月の供給水量とは別に負担金として毎年600万円近くと出資金3,400万円の合計4,000万円近くを支出しています。

福岡地区水道企業団の抱える海水淡水化センターは、平成17年から稼働しており、更新の時期を迎えています。今年度の企業団の予算では、調査研究費が計上されています。この海水淡水化センターが更新となれば、構成団体でもある太宰府市もさらなる負担金の増額が懸念され

ますが、見解を伺います。

2件目は、第7期介護保険事業計画についてです。

現在、平成30年度からの第7期介護保険事業計画を含んだ高齢者支援計画を検討されていると思います。この計画は、介護保険制度の持続可能性の確保とともに、高齢者を取りまく環境の変化や高齢社会における課題等に対応するため策定されます。現在の進捗状況について伺います。

以上、2件3項目について回答をお願いいたします。

再質問につきましては、議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 1件目の水道事業についてご回答を申し上げます。

まず、1項目目の水道料金の引き下げについてですが、平成28年度決算におきましては、当年度純利益として2億4,800万円余りの黒字決算となっておりますが、新会計制度におきましては、長期前受金戻入といった現金を伴わない収益も計上することとなりますため、純利益のうち現金が伴うものは7,800万円余りでございます。

一方、水道事業は、昭和42年に給水を開始以来50年を経過しておりまして、今後、水道水の供給を担う水道施設、管路は順次更新時期を迎えることになってまいります。現在の更新事業といたしましては、大型団地開発の際に布設されました梅香苑地区の給水管の布設がえを実施しておりまして、あわせて梅香苑、高雄方面につきまして、緊急時における水道水の安定供給を可能とするため、基幹管路の整備を計画しておるところでございます。

これら水道施設、管路の主な更新財源につきましては、利用者の皆様からの水道料金となりますが、今後、人口の減少、節水型社会の進展などによる使用水量減少に伴う給水収益の伸び悩みも懸念されるところでございます。

このようなことから、昨年度検討いたしました水道アセットマネジメントによる資産把握をもとに、現在、浄水場を初めとする水道施設や管路の更新につきまして、老朽度合いや機能の重要度、また収支見通しをあわせた事業内容の検討を行っているところでございます。検討に当たりましては、水道水の安定供給と健全経営をあわせて考慮しながら、水道料金につきましても、利用者の皆様の負担増とならないよう配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2項目目の福岡地区水道企業団の負担金についてご回答を申し上げます。

海水淡水化施設は、福岡都市圏の発展に伴います水需要の伸びや頻発する渇水に対応するため、福岡地区水道企業団によって建設され、気象条件に左右されにくい新規水源として平成17年度から稼働をしております。

近年では、海水淡水化施設以外にも筑後川水系大山ダム、那珂川水系の五ヶ山ダムといたしましたさまざまな水源開発を行ってきておりまして、これら多様な水源を一体的に運用するとともに、福岡都市圏への水道水の安定供給が行われているところでございます。

また、近年、少雨と多雨の二極化が進む中で安定供給を図るためには、筑後川だけではなく多様な水源を持つことが重要であり、天候に左右されない海水淡水化施設は今後ますます重要になってくると思われます。

施設の改善等につきましては、本年度、福岡地区水道企業団において劣化診断などの現状調査等で課題の整理を行われまして、その後、新しい技術の導入やコスト縮減等の検討を行った上で、設備更新についての方針を決定することとなっております。そのようなこととさせていただきますけれども、海水淡水化施設を将来更新することになりましても、一般会計からの繰出金の対象ではなく、福岡地区水道企業団の自己財源によって整備をされますことから、新たな負担金は予定をされておられません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 水道料金の引き下げについてですけれども、今の部長の回答で、負担増とならないように配慮していきたいというふうなご回答いただきました。

平成22年に引き下げをされたんですけれども、引き下げをしても、この太宰府市や福岡地区のこの広域団体15団体で見ますと、4番目に高いというところに位置しています。福岡市に比べても1.4倍という高さになっているわけですが、この現状についてはどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 福岡県内におきましては、料金体系から50団体からしますと21番目、中間点ぐらいに位置しておるところでございます。筑紫地区4市、春日那珂川企業団が両市で一つでございますけれども、その中では高い位置には位置していると。県内については中間点ぐらいに位置しておるところで、過去の取り組みの中で料金の値下げに取り組んできたというところがございます。

今回、この更新ということを考えますと、どうしても料金というものについては慎重に考えていくところが重要だというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この引き下げをするために、職員の皆さんでもいろいろ調査研究なりをされていると思うんですけれども、今部長の回答にもありました水道アセットマネジメントを策定いたしましたということで、この内容がどうなっているかということをちょっと探したんですけれども、いろいろ探した結果、公共施設等総合管理計画、これ平成29年3月に策定でき上がっていますけれども、この中に19ページのところに、公共施設等の現状と課題というところで、インフラ系公共施設の課題、太宰府市水道事業アセットマネジメントに基づき、老朽管の計画的な維持、改修、更新を行っていきますというふうにあります。これがこの管理計画の中にあります、9ページ、企業会計系の施設で上水道というところがあるんですけれど

も、これの見通しの金額は、今後29年間で整備額が232億円、年平均8億円かかるというふう  
に試算をされていますけれども、この水道事業アセットマネジメントがこの9ページの中に盛  
り込まれているのか、反映されているのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 公共施設総合管理計画と水道のアセットの関連のご  
質問であると思います。

公共施設総合管理計画におきましては、この事業費232億円の更新需要が見込まれると。こ  
れについては総務省の更新費用試算のソフトによって試算をしたというところでございますけ  
れども、これについては脚注がついておりませんで申しわけなかったなというふうに考えてお  
るところでございますけれども、管路についての算定額230億円程度というところに表示をし  
ておるものでございます。これにつきましては今後の公共施設総合管理計画の改定等において  
脚注を入れるなり、また整合性を持たせるなりというところで努めてまいりたいというふう  
に思います。

この水道アセットとの関係でございますけれども、公共施設総合管理計画におきましては、  
市の施設ということで、箱物、建物、それと上下水道、道路、橋梁、全ての分野について、前  
半の中ではこのような施設があつて、更新需要がこの程度あるんだというふうなところでご  
ざいます。

後段、この公共施設整備総合管理計画におきましては、大きな方針を示しておるものは、建  
物系の建築物についての例えば統合であるとか、新築であるとか、そういった大きな方針を後  
半のほうで述べておられて、この関係性で申しますと、この水道に委ねられておりますアセ  
ットマネジメントというのは、公共施設等総合管理計画に示されました水道施設、管路など、  
いわゆる水道分野、これにつきまして水道アセットは中・長期的な施設整備の基本的な方針を  
示すというところで、分野別のところに委ねられたところで私どものほうで整備方針を考  
えるという位置づけになってまいるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今の部長の説明で、管理計画の中に乗っているこの232億円というの  
は水道管のみで、導水管、送水管、配水管ってここに書いてあるんですけども、この部分に  
関してということで、浄水場などの施設に関してはこれに含まれておらず、ほかに資産がある  
ということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 私どもで昨年度、同時期でございましたけれども、  
数字の確定時期も若干異なっておるわけでございますが、結論から申しますと、施設と管路あ  
わせて、この法定耐用年数というのが40年というふうな法定の基準がございますが、それをも  
とに平成28年度から40年間でどの程度法定耐用年数の需要があるかと申しますと、330億円と

いう数字をつかんでおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ということは、上水関係での29年間の整備額は330億円程度になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 先ほど申しましたとおり、40年間の中で耐用年数が切れていくものを積算すると、330億円というところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 40年間で330億円ということは、毎年8億円程度の負担になるという結果になるのかなというふうに思います。

この計画自体、市民の皆さん見られていると思うんですけども、実際には230億円って書いてあるのが100億円ほど違うというところについては、この報告自体が市民の方がちょっと惑わされると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 公共施設の総合管理計画のことでお尋ねですので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

ある一定全体として包括的な考え方として、例えば上水道の今後のあり方ということも考えた場合に、いろいろなやり方があると思うんですよ、今後の経営状況を考えた場合。例えば、管路だけというやり方もありますし、他都市とか、企業からの給水を少し制限して、自前で安全確保のためにやっていくという考え方、いろいろな考え方があると思うんですね。基本的にはここはあくまでも大枠を示したものであって、最終的にはやはり個別計画としての上水道のアセットマネジメントという形で確定していくと。いろいろな側面があると思いますので、それを考慮しながら確定させていただくと、そういうふうな側面でございます。ですから、どうしても個別の計画を立てると、それは少し調整が必要かなというふうなところもそれはもう出てくるかと思いますが、それについては今後の改定のときに整合させるというふうな形で取り扱いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） これからの公共施設の老朽管に対する整備費というのは、これから随分かかってくるということはもう市民の皆さんもよくわかってあることなので、個別計画もできるだけ公表をして、これだけやっぱりかかる、年間これだけのコストがかかるということをはっきり示されたほうがいいのではないかなというふうに今回この水道料金を調べていく中で気づいたところですけども、そのところは検討していただきたいと思います。

水道料金につきましては、今のこれから29年先、また40年先の水道管、それから施設の整備

などでまだまだちょっと見えない部分があつて、これだけそのアセットマネジメント計画の中で考えようとすると、また難しいところもあるかと思えますけれども、やっぱり市民の皆さん、今とても苦しい生活を送られている方も厳しくなっているというふうな状況もありますので、そのところは部長の最初の回答にありましたけれども、負担増にならない、できれば引き下げにつながるような視点を持っていただきたいというふうに思います。

2項目め、続いてお尋ねします。

福岡地区水道企業団の海水淡水化センターについてですけれども、福岡地区水道企業団は、陸水事業とこの海水淡水化センターの2つの事業があります。陸水事業のほうは黒字であるために、この海水センター事業が出している毎年17億円に上る赤字をカバーしているというふうに聞いています。この海水センター、施設で1日5万tの生産ができるというふうになっていますが、実際は2万tにとどまっている現状もあるようです。この企業団の議会におきましては、この赤字が出る施設は見直したほうがいいのではないかという意見が出ていますけれども、このことについてご存じかどうかをお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） この施設につきまして、企業団の議会においては、そのようなご意見、また質問等がなされていることは認識しております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 壇上で申し上げましたけれども、太宰府市は、全体給水量の3分の2の1万900m<sup>3</sup>を福岡地区水道企業団から受水をしています。そのうち、この海水センターが平成17年に操業始まったんですけれども、2,900m<sup>3</sup>を今センターのほうから受けているというふうな状況になっています。

太宰府市の水道事業の平成28年度の決算書を見ますと、1日の太宰府市の給水平均が1万5,300m<sup>3</sup>に対して、その海水センターの部分も含めて1万2,600m<sup>3</sup>を確保しているというふうになっていますが、この1万2,600m<sup>3</sup>確保してある内容については、福岡地区水道企業団、また山神水道企業団、そして市独自の松川、それから大佐野の浄水場から来ているということになっています。来年平成30年度からは五ヶ山ダムが完成して、給水が始まって、この福岡地区水道企業団からさらに900m<sup>3</sup>が給水できるようになるわけですけれども、市の1日の給水の平均に対して確保量が余裕があるというふうに思います。今その海水センターからもらっているこの2,900m<sup>3</sup>がなくても賄えるのではないかというふうに思いますけれども、この点についてのご見解をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） この水源開発につきましては、福岡都市圏全体での取り組みでございまして、もうこの海水淡水化施設の割り当ての供給量まで含めて福岡水道企業団から現在受水しているという状況でございまして、これにつきましては海水淡水化施設だけの単体の経営ということではなく、全体として福岡企業団で運営をされておりまして、議員ご

指摘のとおり、能力は5万t毎日生産できるわけですが、その上水をつくり上げるための費用が非常にかかるというところがございます。そういったところから、現在2万t程度の稼働をされているというところがございます。

一方、現在非常に集中豪雨が多いという話題が多ございますけれども、異常に渇水が発生した場合とか、また福岡導水、私ども太宰府市については、筑後川からの水が7割程度水道の蛇口から出ているという算定になるわけですが、筑後川の取水制限等が起こった場合、この海水淡水化施設がその分の水源として稼働するという大きな枠組みの中で動いております。これは私ども太宰府市における松川浄水場も、現在は1日の給水量からしますと、福岡企業団の割り当て、そして山神からの割り当てを合わせましても、1日水道利用者の皆様にお配りするには足りないということで松川浄水場を稼働しているというところがございます。いざ今度は少雨傾向になった場合については、自己水源も必要だというふうなこともなまいますので、そういった大きな枠組みの中で動いているというところの認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この海水センター自体がもう赤字を出している、5万tできるところが2万tしかつくっていないというところ、それが福岡市の東区を中心として給水されているということを前提に、今センター自体が事業見直しのための調査が始まっていると。そして、改修などが見込まれているということなんです。さらなる負担があるのではないかとということできさきお尋ねしたところ、今のところ水道企業団の自己財源で行われるので負担金はないというようなお話でしたけれども、このセンター自体が平成17年に操業されるまでの間、建設事業費だけで408億円かかっているという過去があります。今回負担はないというふうな企業団のほうは言っているというふうな部長が答えになられましたけれども、水道水自体が、水自体がつかられていないその施設自体を必要性があるのか、ないのかというところを構成団体の一つ、太宰府市として意見を上げていただきたいというふうに思います。

五ヶ山ダムも稼働が平成30年から始まりますので、このところも含めて考えていただいて、この海水センターのほうのアセットマネジメントにも参画するというような視点も含めて意見をさせていただきたいということを要望いたしたいと思います。部長の回答がもらえればお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 先ほどご回答いたしましたとおり、今回の更新については負担金は生じないというところがございますので、ただ私どもといたしましては、稼働で赤字という施設単体の赤字が出ているというところでの観点で申しますと、太宰府市が福岡水道企業団から受水をする費用にその影響が出てくるようなことについては非常に配慮してい

ただきたいというふうに思っておりますので、負担金は生じなくても、最終的に市民の皆様に供給する水道の受水費、それに影響が出るようなことがないようにという観点では、協議、要望していきたいと、そのようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） その点につきましては、ぜひお願いしたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 2件目の第7期介護保険事業計画の進捗状況についてご回答を申し上げます。

まず、平成28年度中に在宅介護実態調査及び日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしまして、平成29年度に入り、これらの調査の集計、分析を行いながら、重点課題などを抽出しているところでございます。

また、人口及び要介護認定者の推移につきましても、実績値をもとに推計を行っておりまして、今後できる限り直近の実績をもとに修正を行う予定としております。

現在は、第6期介護保険事業計画の体系を参考に、第7期介護保険事業計画の体系案を吟味し、計画書の枠組みを作成しているところでございまして、今後、これらの体系、骨子に調査などで得られた数値や重点課題、または過去の給付費の実績などを盛り込みまして、団塊の世代が75歳を迎える平成37年、いわゆる2025年を見据えての計画書を策定してまいります。

また、本計画書の中では、平成30年度から平成32年度の3年間の高齢者人口、介護給付費、地域支援事業費などを国が示しております見える化システムにより推計したデータをもとにいたしまして、介護保険料の算定も行っております。

なお、これまでの進捗状況につきましては、介護保険事業計画策定委員会を兼ねております太宰府市介護保険運営協議会に随時報告を行いながら、ご意見などをお伺いしているところでございます。この運営協議会につきましては、今年度になりまして6月と8月に2回開催をしております、今後さらに3回の開催を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。

運営協議会自体がもう2回開かれて、あと3回ということで進んでいると思いますけれども、私たち日本共産党太宰府市議団におきまして、6月に日本共産党太宰府市委員会として介護保険制度の充実を求める署名とともに、住みなれた地域で安心した生活を送るために、4つの項目についての請願書を芦刈市長と健康福祉部長に提出をいたしました。この内容を計画に生かしていただきたいと思いますと思ひまして、その請願項目について伺いたいと思ひます。

4つの内容ですけれども、1つは、包括支援センターを複数化にしてほしい、中学校区に置いてほしいということ、それから2つ目は、要支援1、2の方が利用する介護予防について、介護の質を維持してほしいということ、それから3つ目が、介護保険料の改定がこの7期で行われますけれども、これ以上の引き上げを行わないでほしいということ、そして4つ目が、市長会を通じて介護従事者の処遇改善、介護保険財政、介護報酬の引き上げに対する国の負担割合の引き上げを国に要望してくださいという内容で行っております。

まず1つ目の包括支援センターの複数化についてですけれども、昨日の上議員の中でも、方向性としたしましては、支所を1カ所増設する計画があるというふうにおっしゃいました。この支所というのは、センターとの違いは何かということと、中学校区ごとに置いてほしいというのが私たちの要望でしたので、あと2カ所設置することができないのか、この点についてお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、支所と包括支援センターの違いでございますけれども、包括支援センターというものには、まず3職種の配置というのが必要になってまいります。また、そちらでケアプランの作成、そういったものも行うこととなります。現在、五条にありますいきいき情報センターの1階の包括支援センターでは、そういう業務を行っているところです。

今回考えております支所につきましては、3職種の配置は考えておりますけれども、ケアプランの作成につきましては、五条にあります地域包括支援センター、そちらでも一括して行うということで考えております。

また、日常生活圏域というのがこの高齢者支援計画の中では中学校単位で設定をしているところでございます。もちろんこの4地域に地域包括支援センターを設置するということが一番理想ではあるというふうには思っております。しかしながら、やはりセンターを設置するに当たっての費用の問題、またそれぞれ専門職の配置、そういったものが必要になってまいります。そういった専門職の確保、また将来的に考えますときに、地域のコミュニティとの関係、これはほかの高齢者のための地域包括センターだけではなくて、子育ての問題であるとかいろいろな問題がございます。そういったものを含めて、この地域コミュニティともあわせて検討していく必要があるかと思っております。ただ、高齢者の増加、また相談件数の増加などに伴いまして、地域包括支援センターの複数化というのは必要であるというふうを考えておりますので、まずは2カ所、太宰府市の東側と西側という形で1カ所の増設を考えていきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

支所に3職種の方が常駐されるということで安心はいたしました。

地域コミュニティの話もありましたけれども、やはり中学校区ごと、歩いていける範囲での

設置をぜひ検討していただきたい。ほかの自治体では、複数あるところも報告がされていましたが、そういうところの調査研究ぜひして、前に進めていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目ですけれども、要支援1、2の方のホームヘルパー、それからデイサービスが介護保険給付から外れたことによって、介護の質が懸念されています。平成29年度、今年度からはシルバー人材センターが生活支援の事業を委託をして展開しているというふうに聞いていますけれども、太宰府市として、このところ、介護保険給付から外れたことによって、ボランティアだったりとかNPOとかに担われていく流れになると思うんですけれども、介護の質、どのように守っていくというふうにお考えなのか、今その運営協議会の中で議論されているのか、内容について伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 介護予防・日常生活支援総合事業の各サービス、これにつきましてはこれまで同様に地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行うことによって利用をしていくこととなります。今後につきましても、専門的なサービスが必要な方につきましては、専門的なサービスを利用していただく。

また、利用単価を低く設定いたしました緩和した基準の中でのシルバー人材センターによる家事支援、こちらで対応できるような方につきましてはこちらで対応するというので、利用者の方で当然この介護ケアマネジメントというのをやっていくような形になります。利用者の方とも十分話をしながら、どのようなサービスを提供していくかというのをお互いに納得をした上で提供をしていきたいというふうに考えておりますので、介護の質の低下にはつながらないものというふうに私どもは考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この部分はやはり重要なところかなというふうに思うんですね。まだ介護度が低くて自力で家で生活できるというところをどのように支援していくかということによって、その方が重度化しないというようなことにもつながっていくと思います。

平成26年6月議会のときに、私、今使っています第6期の介護計画の策定のときに、一般質問で同じような内容を取り上げたんですけれども、そのときの福祉部長、担当部長が、この事業についてはNPOとかやっぱりボランティアが担うことになるだろうということで、その育成が大事だというふうに答えられていました。今ボランティアグループやNPOの育成状況、システムづくりがどうなっているのかということと、また何団体あるのかということもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 将来的にはNPOでありますとか、民間企業、またボランティアなどの地域の多様な主体を活用しての高齢者の支援というのが必要になってくると思っております。こういったもの、こういった地域の資源がどの程度あるのか、そういったところも含めて

今回8月から業務を委託しております地域支援コーディネーター、この中で地域資源であるとか、地域のニーズ、そういったものの調査をこれから行うようにしております、今はっきりとしたそういった団体数とかというのは把握できていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

やはりこういう事業に私たちも参加したいとって市民の皆さんみずからNPO立ち上げたりとかという動きもあっているようですので、ぜひこれからも急いでやっぱりやらないといけないことだと思いますので、社協に委託をされた生活支援コーディネーターを中心としたシステムづくりを早急にさせていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目です。介護保険料の改定について伺います。

3年ごとにこの計画が策定されるごとに介護保険料の検討が見直しが見られるわけですが、基準額になっています第5階層で見ますと、第5期のときに4,830円の負担でした。6期のときに5,070円に240円の負担増になりました。7期での方向性がどうなるかということなんですけれども、私たちが署名など取ったときに聞かれた言葉が、この介護保険料の負担が大きいと。実際に保険料を払っているんだけど、介護サービスは受けていないというような払い損をしていると言われる方もいらっしゃいました。これは介護保険制度自体はもうみんな支えるというような制度になっていますので、そういうところは理解していただくことは前提といたしましても、できるだけ個人負担になるところを抑えていただきたいというような要望になっていますけれども、今後7期での方向性はどのように考えられていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この基準保険料の算定につきましては、給付費や地域支援事業費、また高齢者の人口、そういったものから算定をしていくことになります。高齢者の人口の伸びに伴いまして認定者の増加も予測されることです。

また、給付費につきましては、年々増加をしているような状況です。また、今当然介護が必要な方に適切な介護の支援をしていくということも必要でございまして、市内に特別養護老人ホームであるとか、今回地域密着型の特別養護老人ホーム、こういったものの建設も進めているところでございます。そういったところから今後も給付費の増というのが当然予想をされるところでございます。これに伴いまして保険料の引き上げ、これにつきましても全くないとは言えない、そういう状況でございます。

また、この給付費につきましては、国、県、市、また第1号被保険者の保険料、また第2号被保険者の保険料、こういったところで賄うようになっておりますので、給付費が伸びれば、当然この基準保険料、これも伸びていくような形になろうかというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この保険制度が導入されてから、公費の負担が少なくなってきたというところが一つ問題はあると思います。

4つ目に、市長会を通じて国に要望をといるところなんですけれども、こういう保険料についてもそうですし、また介護報酬、働く側の方の報酬の引き上げ、質を充実させていくというところでは、市町村からきちんと声を上げていくということが必要だというふうに思います。これまでどのような働きかけを行ってきたのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

全国市長会を通じて、いろいろな形での各関係省庁への要望上げておりますが、その中にもこの件が入って、関係省庁への要望という形で上げております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今4つの点で要望内容でお話をさせていただいたんですけれども、このことをきちんとわかっていただいて、毎年ですか、その市長会での要望、太宰府市ではこうだということをはっきりと申し上げて、この制度改善につなげていきたいと思います。

介護保険のこの制度自体が改定になっています。この今回取り上げました要支援者へのサービスの見直しを含めて地域包括ケアシステムの構築については大きな課題になっているところなんですけれども、多くが市町村の裁量に委ねられているところです。市町村がやはりそれぞれの実態に合った内容にしていかなければなりませんので、自治体で自分の頭で考えて、また制定、制度の改正については取り組んでいくことが求められています。

第7期の策定については、平成30年から平成32年までの3年間の策定となります。ケアマネージャーさんや、それから保健師さん、社会福祉士さん、それから民生委員の皆さん、病院関係者など、地域包括支援センターにいらっしゃるその専門職の方、プラス、病院関係者、それから自治会などからの地域の実態、高齢者の皆さんの実態もきちんとつかんで、反映される計画になることを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目、防災計画の充実について、地震対策に対する対策です。

去年の熊本地震は、震源の深さが11kmから12kmと浅震度であり、都市直下で起きた地震であったため、大きな災害をもたらしました。人的被害は、死亡者98名、重軽傷2,322名、住宅被害は、全壊8,146棟、半壊2万8,972棟、一部壊12万9,227棟、最大時の避難者は18万3,882名に上りました。

太宰府市も警固断層があり、内陸型地震が起こる可能性は十分考えられます。そこで、太宰府市においても熊本地震と同じ被害が起きたときを想定した地震対策について、11点質問します。

1点目は、国の支援と義援金についてです。自宅が全壊、半壊になったときの支援金について伺います。

2点目は、避難場所とその責任者についてです。学校、公民館等の責任者と対応する職員について伺います。

3点目は、り災証明書の対応計画についてです。り災証明書の発行は、専門的知識が必要となると思います。太宰府市役所で何名の方が対応できるのか、伺います。

4点目は、ボランティアの受け付け計画です。日本では、災害のたびに全国からボランティアの方が参加されています。対応する場所や職員について伺います。

5点目は、自衛隊派遣依頼の判断についてです。自衛隊の派遣依頼はどの段階で誰がするのでしょうか。また、依頼の内容に段階があるのか、伺います。

6点目は、仮設住宅の建設予定地です。市での建設計画はあるのでしょうか。また、全壊した空き家を仮設住宅にできるのか、伺います。

7点目は、支援物資の保管場所と運搬計画です。地震が起きた場合、陸橋などの通行はできなくなると思います。地震を想定した保管場所と運搬計画ができているのか、伺います。

8点目は、自家発電と井戸水についてです。地震が起きた場合、停電と断水が発生することは間違いないと思います。避難所や病院などの自家発電設備は大丈夫でしょうか。また、生活用水の確保方法はあるのか、伺います。

9点目は、情報収集と伝達方法です。現段階での課題と今後の方向性を伺います。

10点目は、廃棄物対策です。廃棄物の種類分けは何種類になりますか。また、熊本地震と同じ被害が起きたとき、廃棄物の種類分けに変更する考えがあるのか、伺います。

11点目は、上下水道耐震計画です。上下水道の耐震計画と方向性について伺います。また、地震による断水が起きたときの対応について伺います。

2件目は、総合体育館とびうめアリーナの使用についてです。

7月、8月は、総合体育館の駐車場がプールの駐車場になり、体育館での大会要請を断っていると聞きました。何のために空調設備をつけたのか、疑問です。体育館の使用に関する考え方とプール料金について検討しているのか、伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1件目の防災計画の充実につきましてご回答申し上げます。

まず、1項目めの1点目、国の支援と義援金についてでございますが、国の支援につきましては、自宅が全壊、半壊になったときは、被災者生活再建支援法に基づきまして、全壊の方には100万円、半壊の方につきましては50万円が支給をされます。あわせて、住宅の再建方法に応じて、50万円から200万円の範囲で加算支援金として支給をされます。

義援金につきましては、本市において災害が発生した場合、太宰府市地域防災計画でお示しいたしておりますとおり、市災害対策本部救助班において受付窓口を設置し、寄せられた義援金について取りまとめを行います。その義援金の配分計画案を救助班が作成いたしまして、市対策本部による本部会議におきまして被災状況を勘案し、公平、平等を期し計画を決定し、被災者に配分することになっております。

次に、2点目の避難場所とその責任者（職員数）についてでございますが、設置する避難所に職員2名を配置いたします。運営につきましては、施設の管理者、小・中学校でしたら教職員、公民館でございましたら自治会役員などと協力をいたしまして運営するようにはいたしております。なお、長期間になる場合につきましては、避難者の方にも協力を求めるようになってこようかと思っております。

次に、3点目のり災証明の対応計画についてでございますが、り災証明を発行する場合、住宅等の被害認定業務が必要になり、家屋知識のある固定資産税評価に関する家屋調査業務の担当職員や建築士の資格を持った職員が当たることになろうかと思っております。なお、担当職員間で判断基準の統一を行うなどの取り組みが必要となっております。

次に、4点目のボランティアの受け付け計画についてでございますが、これも朝倉市でもありましたように、太宰府市におきましても、太宰府市社会福祉協議会と協働しながら体制をとりたいというふうに考えております。

次に、5点目の自衛隊派遣依頼の判断についてでございますが、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長が県知事に対して派遣要請を行うこととなっております。なお、派遣の依頼内容につきましては、被災者の捜索救助や救急医療、救護など、災害発生状況により必要な依頼をお願いすることになります。

次に、6点目の仮設住宅の建設予定地についてでございますが、一例を挙げますと、通古賀近隣公園などの公園を候補地としては考えておりますけれども、候補地の災害被害の状況でありますとか、ライフラインが確保できる場所などを考慮する必要があるため、綿密な絞り込み等については行っておりません。

次に、7点目の支援物資の保管場所と運搬計画についてでございますが、現在、具体的な計画はできておりません。熊本地震において大量の支援物資の保管、選別する場所や運搬方法、経路など、被災された自治体で相当苦慮をされ、今後の課題にもなっておるところでございます。国におきましては、熊本地震の教訓から、人的、物的支援体制について地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを提示をいたしておりますので、今後検討が必要と

いうふうを考えております。

次に、8点目の自家発電と井戸水についてでございますが、市役所、とびうめアリーナに非常用発電機を備えておりますが、避難所となるその他の公共施設については、非常用電源設備の備えはございません。

次に、生活用水につきましては、飲料水は衛生面から備蓄飲料水の支給や給水活動により供給をすることになります。なお、とびうめアリーナには井戸を確保をいたしております。

次に、9点目の情報収集と伝達方法についてでございますが、市民の安否確認の情報をいかに迅速に収集できるかが課題であり、救助、救援のために自主防災組織や自治会での安否確認の重要性を周知していきたくと考えております。また、情報の伝達につきましては、コミュニティ無線やV-net、フェイスブック、ツイッターなど、使用可能な伝達手段を使って伝達することを考えております。

次に、10点目の廃棄物対策についてでございますが、災害により発生したごみの収集、運搬、処分に当たりますには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠しつつ、太宰府市地域防災計画により円滑かつ適正に行うことといたしております。

ご質問いただきました災害廃棄物の分別につきましては、通常のごみ収集で行っております分別方法ではなく、燃えるごみ、燃えないごみ、瓦れき・木くず類、その他と、大まかに4種類に分別して対応することになろうかと想定しているところでございます。

なお、11点目につきましては、公営企業担当部長のほうから回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 11点目の上下水道耐震計画についてご回答申し上げます。

平成28年度末現在の上下水道の耐震状況につきましては、上下水道管の総延長から見ますと、全延長約331kmのうち耐震管は約29kmでございます。全体の耐震化率は8.8%となっております。

近年の具体的な取り組みといたしましては、昭和40年代に開発されました大型団地におきまして、老朽管の布設がえにあわせて耐震化対策を行っており、また梅香苑、高雄方面につきましては、緊急時における水道水の安定供給を可能とするため、基幹管路の整備を耐震管で計画をいたしております。

今後の更新、耐震化に向けては、水道施設、管路の老朽度、重要度も視野に入れて、現在事業内容の検討を進めておるところでございます。

下水道の耐震状況につきましては、市内下水道管の総延長約286kmのうち耐震管は約32kmで、耐震化率は11.2%となっております。

下水道管の耐震化については、平成26年度に下水道長寿命化計画を策定しておりますので、本計画に基づきましてカメラ調査及び耐震診断を行いまして、順次整備を進めておるところでございます。

地震などの災害時に断水が発生し、応急給水の必要が生じた場合の対応につきましては、市内小学校など10カ所を応急給水ポイントとして設定し、飲料水の供給を行うこととしております。市の浄水場が稼働できる場合は市内の水で供給をいたしますが、浄水場や管路が被災するなど被害状況が甚大な場合につきましては、熊本地震の際と同様に公益社団法人日本水道協会加盟各自治体に応急復旧や応急給水を依頼することとなります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

ちょっと項目が多過ぎたなあと反省はしているんですけども、まず義援金についてお伺いしたいんですが、まだ勉強不足で、義援金は、基本的に使用目的というか、使用方法は制限はないけれども、太宰府市の場合は被災者に対して公平公正に分配をしていくということによっていいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 公平公正に分配をしていく、義援金につきましては、ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その公平公正と被災者という部分で、例えば僕がアパートに住んでいた場合とか、自宅であった場合、それが個人なのか、家族なのか、そういう僕が死んだ場合、けがをした場合、そういういろいろなことを加味されて公平公正に義援金を支給されると。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災状況を勘案してということでございますので、その他もろもろの事案までを加味したというようなことではなかろうかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） あくまで申請した人に対してそれを集約して、その状況でなくて、平等にということですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 義援金ということでございますので、救助班の班長でございます私からお答えしたいと思いますけれども、その内容というのは特に定めは、特にこういう場合はこうなさいというような決まりがあるわけではございません。その状況に応じてやっていくことになるわけですが、これは先日多賀城市の例をちょっと見てみましたところ、いろいろな状況に応じて、こういう場合は幾らというような形で決められておまして、それからこういう方は申請をしてくださいということで申請を受け付けるというような状況になっておったと思います。ですから、そのときの状況によりまして一番適切な方法を考えまして、それによって対応していくということになろうかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

- 8番（徳永洋介議員） あと、今度国の支援金、対象世帯、結局全壊、大規模半壊であったり、半壊であったり、り災証明を受けた方が国からの支援金であるとか、最高300万円ぐらいになるんじゃないかなあとと思いますけれども、そういう方のみが受けれるという理解でよろしいですか。
- 議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（濱本泰裕） 支援金の支給までの手続といたしましては、まず適用の公示というのが国、県で行われます。その後、り災証明書の交付を市区町村で行いまして、それを持って申請をしていただくというような形になってまいります。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 例えば、空き家であるとか、別荘であるとか、アパートの場合は、国の支援金は受けられるんですか、受けられないんですか。
- 議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（濱本泰裕） 基本的にはこの被災者支援制度ということでございまして、生活再建というのが一つの大きな目的になっておりますので、その観点から見たときに、誰も住んで家が倒壊したときに出るかというのは、若干ちょっと趣旨とずれる部分があるかというふうに思っております。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 基本的に太宰府市で生活してある方で、全壊か半壊によって変わってくるり災証明書をとにかく持つておかなければだめだということですね。
- 2点目に移りたいと思いますけれども、ホームページ見ると、1次避難場所が54カ所、2次避難場所が21カ所、緊急一時待機施設が17カ所、ホームページに載っていますけれども、使い分けというか、何となくわかるんですけども、実際地震が起きたときの避難場所の基本的な考え方についてご説明していただけたらと思います。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 1次はその名が示すとおり、初期段階といいますか、もう臨時的な避難所、長期にわたる場合が2次以降というような形になってこようかと思っておりますけれども、地震の際の指定緊急避難場所は市内に55カ所ですね。地震の際の指定避難所、小・中学校が21カ所というような形になっておりまして、その他福祉避難所が4カ所、あと協定避難所、大学等の避難所が14カ所——地震の場合——というような形になってございます。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 自分で自助の場合になると思うんですけども、やっぱり熊本の場合は、結局地震のとき一回避難されて、火災もなかったんで、少なかったと。でも、地震があって自宅に帰られた方、その後の余震によって亡くられる方が多かったみたいで、やっぱり地震の場合、かなり恐怖心を覚えられて、災害直後は車での避難というのを、自助の場合になると思うんですけども、そういったことも大事じゃないかなあと思います。

職員が2名ということなんですけれども、学校の教員していたんで、もし災害の場合はもうそういう働かなければいけないという法的な部分、あと市役所の職員の方、それ以外にボランティア以外でそういう法的にというか、絶対働けねばいけない人というのはほかに考えられますかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど2名と言いましたけれども、救助班と教育施設班の避難担当職員が職員2名1組で派遣をするというような形になって、避難所生活が長期化する場合につきましては、そこら辺の施設の管理者でありますとか、あと自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難者自身による自主運営の形態を行うように努めて、避難者数によってまたその避難所の担当職員が増減はしていくかと思えます。2名1組が基本ではございますけれども、そこら辺の増減はしていくものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 熊本の方、食事がパンとかいろいろあって、食事に対して飽きたみたいなこともあって、太宰府市の場合は小学校で自校式調理場あるんですけども、民間委託しているから、そういう場合にその調理場を使って食料をとというようなことはもうお願いはできないわけですね。言っている意味わかりますかね。もう普通の民間の方が小学校の自校式やってみた場合に、公的な部分であれば、災害のときにその調理場利用というのは考えられると思うんですけども、民間の場合もそれはお願いできるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害時の明確な契約の中で、そういったものを取り決めはしていないと思いますけれども、もうそういった要請はできるのではないかというふうには考えています。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もしそういう要請ができるならば、それがいいと思うんですけども。

避難所で熊本で結局最初配付される時に並ばなければいけない、食料とか飲料水。それは平等だと思うんですけども、結果的に高齢者の方とか、障がい者の方とか、長いこと待つということができずに諦められた部分もあったように聞いているんですけども、そういう部分での配慮というか、高齢者の方とか、障がい者の方に対する——大変な状況のときはなかなか難しいと思うんですけども、そのマニュアルというか、避難所に置いているマニュアルみたいなのはあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先日、障がい者の団体でのそういった防災の研修がございまして、その中で防災専門家のほうから報告があったんですけども、今言われたような列に並べない方、こういった方への配慮が特に必要ですよということでご説明を受けたところでござい

す。私ども、当然運営していくに当たっては、そういった点の配慮というのは十分にしながら行っていく必要があるというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次、3点目についてお伺いしたいんですけれども、り災証明の発行、かなり専門的な部分になると思うんですけれども、今太宰府市役所職員の方でその対応ができる方というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1投目の答弁の中でお答えいたしましたけれども、家屋知識のある固定資産税評価に関する家屋調査業務の担当職員、または建築士の資格を持った職員が当たるということでご回答させていただきましたけれども、具体的に何人というような人数の把握まではちょっと行っておりません。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 手続の時間というのはすぐに進むんですかね、り災証明の手続を行う場合。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 熊本地震のときの事例からいいますと、大体1時間ぐらいかかるというようなことを聞いております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その熊本地震の記録によると、り災証明書の発行手続が長蛇の例で、高齢者は時間がかかるため、並ぶことを諦めた人もいた、またり災認定に納得がいかず、再調査を求める人が多く発生したというふうになっているんですけれども、全壊か半壊かによってかなりその後の保険の絡みも出てくると思うんですよね。そこを正しく、り災証明書をもらわないと、その後の被害を受けられた方の市民の方は動けない。そこを早急にしなくちゃいけないとなったときに、先ほどの人数がまだはっきりわからないとおっしゃっているんですが、その災害の規模によっては実際できるのかというところがあるんですけれども、できますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の朝倉市の例をとってみてもわかりますように、り災証明の職員、そういった担当する職員が少ないということで、県内の市のほうから応援をいただいて、り災証明の部分に当たったということを知っておりますので、あれだけ大きな災害となると、何時間も待たせるような形になろうかと思っておりますので、そういうふうなところも含めて、昨日堺議員のほうからも質問があつておりました被災者支援システムというものが有効ではなかろうかというような今検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 一つの自治体では、かなり災害に対しての対応というのは非常に僕も難

しいんじゃないかなあとと思います。

質問ですけれども、マンションの場合の考え方はどうなるんですかね。一戸建てであれば、何か素人ながらも全壊、半壊とわかるんですけれども、マンションの場合はそのり災証明は関係ないんですかね。マンション独自になるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 調査班長ということで、私のほうから回答させていただきます。

いろいろな宅地とか建物、やっぱり被災いたしますと、まずはそこに入れるかどうかというような応急危険度判定というのを実施いたします。先ほど来職員の体制ということでご提言いただいているんですけれども、実際災害の状況によって職員の配置というのがかなり異なってくると思うんですね。そういうふうな応急危険度判定についてもできるような職員というのは10人を下らないぐらいにいるんですけれども、それに専念できるかというところでもない。もっと重要な、緊急な仕事についている職員もいるわけですから、復旧とか。だから、全体的にそこら辺は災害支援を十分受けて、よその市町村等からも入っていただいてやっていくような状況になるかと思えます。

その応急危険度判定というのは、当然ながら資格によって民間の方もいらっしゃいます。そういうふうなボランティアも受けて、マンションであろうと、RCの建物であろうと、普通の住居であろうとやっていると。それが恐らく初動的な問題で、2週間以内ぐらいには何か動き出すような体制をとっていく必要があると、そういうふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） り災証明をまずいただくように市民も行うということと、自分もそうなんですけれども、車とかであれば保険に対してやけれども、地震に対しての自助というか、市民独自も災害に対して考えなければいけないのかなあと思いました。

4点目ですけれども、ボランティアの受け付け、かなり今災害が多くて、そのたびにかなり全国から多くのボランティアの方が来られる。太宰府市で対応される時、この場所等は検討されていないというような、候補地みたいなのは本当はある。ボランティアの方の対応する場所というか。いろいろな状況があって、何か所か持っておかれたほうがいいのかなあと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 小・中学校等が想定をされるわけでございますけれども、その小・中学校も被災をする場合もございますので、先ほどの復旧住宅の考え方と同じでございますけれども、どこという絞り込みまでは行っておらない状況です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 政庁跡とか使えないんですね。

ちょっと質問まずかったですかね。時と場合には考えられる。

○議長（橋本 健議員） 回答できますか。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 簡易的なテントを立てるぐらいのボランティアの受け付けだけだったら対応できるのかなあというふうに思いますけれども、車の乗り入れとかということを考えますと、なかなか難しいところがあるのかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） では、続いて5点目の自衛隊派遣の依頼なんですけれども、単純に明日の朝熊本地震というような場合があったとき、例えば市長とか部長の連絡というのは大丈夫なんですかね。それ用に毎日緊急的に、何かあったときはこういう連絡とるという方法はあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自衛隊の派遣の関係につきましては、災害対策本部が設置をされた場合につきましては、陸上自衛隊の春日市にあります第4後方支援連隊からも隊員2名が先遣隊として災害対策本部に来られます。そこでその先遣隊員は、市の災害状況の把握でありますとか、あと自衛隊派遣のオブザーバーとして積極的にかかわっていただき、さまざまな助言をいただくということになってございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 前に議員で自衛隊のほうに行かせていただいて、いろいろ説明受けて、ああ、自衛隊すごいなと。やっぱりいろいろな災害経験されてあるから、福岡市を全体的にすごいなあと思ったんですけれども、そのときに質問したときに、自治体によって自衛隊の方もすぐ動ける場合となかなか動きにくい場合、それは首長判断が大きいというふうにお答え受けたんですけれども、具体的にはどういったことなんですかね。そういうことがあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 最初にお話をいたしましたけれども、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長がそういった県知事に対して派遣要請、もう大変だというようなことであれば派遣要請を行うというような形なろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、詳しく聞く中で、僕としては、人命大切で、壊さないと助けられない部分があって、もうそれはとにかく人命第一だというふうな依頼であれば自衛隊も動きやすいということなのかなあと思ったんですけれども、太宰府市としては、もうそういう場合はどうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災者の捜索、救助とか、救急医療、救護が必要であるという場合、生命に危険があるというようなところが第一義だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） では次、6点目の仮設住宅の件なんですけれども、災害にもよるんですが、この答弁によると公園を予定されているということなんですけれども、公園だけで大丈夫ですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災した家屋がどのくらいになるかというような被災状況にもよろうかと思えますけれども、市内にさまざまな公園ございます。歴史スポーツ公園、都府楼の広場、通古賀近隣公園、大佐野公園、前田公園とか、佐野近隣、高雄公園、少年スポーツ公園、これ全部この8カ所を合わせましたら、大体二百六十数戸の仮設住宅が建てられるというふうな計算は行っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 例えば、アパート住まいの方とか、高齢者の方とか、もうアパートが住めない状況になったとき、公営の市営住宅とかそういったことを仮設というか、そういうふうなことは可能ですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 太宰府市の公営住宅でも空き家というのはございませんので、県営住宅とかそういったところの空きがある分についてはそういった要請等はできるのではないかとこのふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 7点目、支援物資の保管場所と運搬ですね。特に地震の場合、橋とかそういう高速においてもどうなるかわからない状況で、かなりもう渋滞するだろうと、どんな対策を持っても。そう考えたときに、その場所候補としては何カ所かあります。やっぱり今のところ想定できないということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災された場所が太宰府市の西にあるのか、東にあるのかというようなことによっても変わってまいるとは思うんですけれども、実際この平成28年の熊本地震で明らかになった課題を踏まえて、ガイドラインというものが本年の3月末より提示をされております。受援、人的、物的支援に対しての体制づくり、受け入れ担当場所などを明確にすることはもう急がれることは間違いございませんので、その支援物資の保管場所とか運搬道路ルートを含めて市の防災計画などに早急に織り込みたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ちょっと時間もあれなんで、9点目のほうに。

情報の収集と伝達方法について質問したいんですけれども、ご回答ではかなり大丈夫かなあとは思いますが、実際何年か前、寒波によって水道管が破裂して断水と。それを広報活動と

かされたけれども、なかなか市民の方からは十分理解していただけるようなことができなかつた。これは大きな課題だとは思いますが、それ等含めて自衛隊であるとか、消防とか、避難場所であるとか、市役所の対策本部、その連携ですね。熊本の場合は、1週間ぐらいそういう連絡がなかなかとれずに、食料、水がない、小学校。道挟んで自衛隊のほうがあって、そこにあったらしいんです。その連絡ミスできなくて、かなり困ったと。熊本の国府高校、これはもう電車通りで市内すぐなんですけれども、そのグラウンドにSOSと。話を聞いてみると、そこはもともと避難所じゃなかったらしいんです、国府高校は。小学校でいっぱいになって、国府高校に来た。食料、水がないって、そこは寮生活なんで、サッカー部の高校生がSOSというふうに書いたと。なかなか今の段階では想像できないようなかなりの状態にはなるとは思うんですけれども、ちょっと時間もないんで、とにかく何かできるんじゃないかな。もう一步、連絡網でやるとか、市民の方への伝え方とか、被害状況であるとか、素人考えだとドローンもあるし、今の携帯もかなりSNSも使って、今防災メールとかそういった部分ではあれやろうけれども、もう一步何か市民の方に伝達するような方法を具体的に考えていたらいいんじゃないかなあというふうに思っています。

10点目の廃棄物についてもですけれども、ご回答どおり、熊本で最初十数種類に種類を分けたんで、かなり復興が遅れて、その後やっぱり4種類。災害の場合、こういうふうに今打ち出されているように、燃えるごみ、燃えないごみというふうに早急にやったほうが復旧は早いと思うんですが、仮置き場とかは考えてありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 衛生班ということで私のほうでご回答させていただきますけれども、現在仮置き場については、具体的にここというのはまだ決めておりませんので、災害のエリアでどこにするかというのを早急に決めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） なかなか難しいとは思いますが、よろしくお願ひします。

11点目の耐震計画、水道管の、水道代を上げるわけにもいかないんで、計画的に今何%やったかな。今8%。どの程度の年数をもって耐震の水道管計画を考えてあるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） これにつきましては先ほど答弁しましたが、40年の更新需要があるということですのでございますから、これは終わりのない取り組みではございますけれども、40年間の中でも丸々それを40年でやれるかということについて、非常に厳しい状況でございます。そういったところから、避難所でございますとかそういうところの重要な管路、例えば浄水場がやられますと供給ができないというような状況もありますから、そういう老朽度、重要度を見て今後事業計画考えるという、今はそういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 答弁の最後のほうに、熊本地震と同様な場合、公営社団法人日本水道協会加盟自治体に応急復旧というふうに協力してやっていくと思うんですけども、熊本地震レベルで水道管の復旧というのはどれくらいかかるものですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 熊本市水道局、これは大きな組織でございますけれども、そこにつきましては1カ月ぐらいでおおむねの復旧が終わった。その近隣の市町については、やはりどうしても技術の問題でございますとか、技術者の問題、そういったことから若干長くかかっておったんじゃないかなと思います。比較的熊本市については早かったのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） トータルの2点ほどもう一度お聞きしたいんですけども、先ほどかなり災証明であるとか、なおかつ高齢者の方であるとか、細かい指導するにはかなりの職員数がいると思うんです。その支援物資の保管についても、太宰府市でもし災害があったときは、大野城とか、筑紫野とか、春日、もう筑紫地区全体が災害に遭う確率は非常に薄いんじゃないかなと。そう考えると、今県とかいろいろそういうできているけれども、筑紫地区として、自治体で責任持ってやらないかないけれども、協力する部分、ボランティアの方がいっぱい来ていただいたときのとか、支援物資とか、専門的な職員の依頼とか、何かそういう筑紫地区独自で災害に対しての協力体制、規約みたいなものはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 筑紫地区でそういった災害に対する協力、連携の協定みたいなんがあるのかということでございますけれども、実際にその筑紫地区内の協力の協定というのはございませんが、災害時における福岡県内の市町村間の相互応援に関する基本協定というのはございます。これは県内の市町村全てと結んでおるわけございまして、必要に応じて協力を求めていくということになるかと思います。今回の朝倉市の支援の例をとってみましてもおわかりかと思いますが、避難所の運営でありますとか、あと支援物資の受け付け、搬送、あと災害ごみの受け入れ等の支援について、県市長会を通じて要請して、支援を求める。私どもも当然こういった部分の支援については入っているというような形でございます。これまでも筑紫地区の結びつきからいっても、つながりも強いものがございますので、あえて協定まで結ばなくても、即時に対応していただけるものではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） おっしゃっていることも理解しますが、でも何かもう一歩踏み込んで、安心感というか、筑紫地区で災害を考えれば、いろいろなことが可能になってくるような気がするんで、できれば前向きに検討していただきたいと思います。

それともう一点、財政面ですけれども、財政調整基金、今太宰府市の場合、平成28年度が27億9,301万5,000円ありますけれども、その財政調整基金については十分なのか、目標の金額があるのか、あれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 財政調整資金でございますけれども、今徳永議員さんのほうから平成28年度末の資金残高約27億9,000万円ということでお示しになられましたけれども、実際、平成15年度の豪雨災害におきましては、平成17年度までの3年間で約27億円の支出で、そのうち財政調整資金の取り崩し額といたしましては約16億5,000万円ほど取り崩しております。災害の規模がどのような形かによってこの取り崩し額は大きく左右されると思いますけれども、少なくとも一つの災害で20億円程度の財政調整資金は用意しておかなければならないものというふうに認識はいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 災害はできるだけないほうがいいと思うんですけれども、ただ朝倉市のほうに聞いてみたら、財政調整基金は四十数億円あったそうです。それも切り崩して、専決でもう100億円で、国からの激甚災害指定で、国も2,000億円ぐらい使うと思うんですけれども、なかなか国の補助が全てというわけではないので、もうどうなるかわからないということを考えれば、何があるかわからない。難しい問題ですけれども、100億円ぐらい。平成19年度は3億2,700万円やったんです。もうかなり頑張られて増えてきている。ここで31億円がちょっと切れて27億円になっていきますけれども、これは自治体として持っていて悪いことはないと思うんで、できればそういうふうに頑張っていただきたいなあと思っております。

じゃあ、次の質問をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2件目の史跡水辺公園と総合体育館の使用についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの総合体育館の夏季使用に制限のルールについてでございますが、屋外プールの夏季営業期間は、史跡水辺公園と総合体育館の利用者が駐車場を供用利用することから、指定管理者との協議により運用基準を定めています。

今年度の夏季営業期間は、7月15日土曜日から7月17日月曜日及び7月20日木曜日から8月27日日曜日といたしました。今年の駐車場の混雑状況は、平日は30%から50%程度、土日は90%から100%の状況でした。屋外プールの開放期間は、毎年多くの利用者があり、昨年年間プール利用者の約半数がこの2カ月に集中しています。

以上のことから、屋外プールの営業期間は、体育館利用者の駐車場の確保が困難となるため、次のように運用基準を定めています。

プレオープンを含む7月の土、日、祝日は一切の大会開催不可。8月の土、日、祝日は駐車場の確保を主催者自身で行うことを条件に大会開催可能、総合体育館駐車場は、大型駐車場のみ利用可、一般駐車場は大会での利用禁止。7月及び8月の平日は指定管理者と要調整。規模によっては検討する。平日の一般駐車場状況は、プール利用者を含め約200台、残り100台弱の駐車台数でおさまる小規模大会であれば可。利用状況によっては仕切り等を設置する工夫が必要。

以上のように実施して行いました。

次に、2項目めの水辺公園のプール使用料見直しにつきましては、現在経営企画課が中心となって行っている公共サービスの総合的な見直しとあわせて検討するよう考えております。

料金見直し検討材料として、今年度にプール利用者への聞き取り調査を実施し、利用者の居住地、交通手段、利用人数の確認をしたところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 1日のプールの一番多かった日というか、日曜日だったと思うんですけども、大体何名ぐらい来られていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 済みません、特別にその日カウントしたというようなデータはないんですけども、3,000人程度だったということで聞いております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その3,000人程度の太宰府市民の方の割合というのはどれぐらいかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今年、先ほど聞き取り調査をしたということでお答えいたしましたけれども、土曜日行った部分と平日に行った部分というところで、総合的な集計で見ますと、市内の方が約4分の1、市外の方が4分の3を占めているという形になっております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 非常にいいことだと思うんですね。たくさん来て、家族サービスというか、非常にいい施設だと思うんです。ただ、市民の方が特権というか、太宰府市の総合体育館の場合は、市外の方、市内の方、はっきりしていると思うんですけども、市民プールの場合の使用料金についてどうなのかなあと。安くいっぱい楽しんでいただけるのはいいんですけども、結局太宰府市民の方の子どもたちのメリットというか、そういったものが今のままではないような気がするんですけども、何か検討されていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 一応近隣、筑紫地区の市民プールの料金についても調査させていただいたんですけども、春日市も大野城市も那珂川町もプールがある。筑紫野市にはプールはもう

ないんですけども、市内、市外者の料金の設定は特に区別していないということになっておりました。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そうですね。でも、何かかなり多い。その分体育館が使えないという。非常に太宰府市の体育館、評判がいいんです。もう春日市の体育館よりも太宰府市の体育館でやりたいと。何のために空調をつけたのかなあと。プール優先やなくて、プールと体育館が共存するというか、基本的な考えはそうやないとおかしいんやないかなあと思うんですよね。オリンピック前で、太宰府市の体育館をかなり有名な選手なり何か使いたいということであれば、プール休みにしてもいいんじゃないかなと。プール優先という考え方がおかしいんやないかな。中学校でやるとか、中体連でやるとか、空調付きの体育館、非常に少ないです。どうしても使いたいということであれば、今までは体育館がなくなっても水城西小の駐車場でプールは実際やっていたわけですし、太宰府西中、学中もありますし、駐車場の問題は何か解決できるんじゃないかと。せっかくいい施設を太宰府市持っているんで、共存するような、偏った考えやなくて、この2つの施設をよりよく利用できるような、ぜひ部長のほうで考えていただいて、今のままでは僕は何かと問題があるんじゃないかなと思うんです。だけん、課題をちょっと考えていただいてしていただければと思っています。

それと、関連してですけども、市長のほうにできればお伺いしたいんですけども、この行政報告の3ページ、⑤機構改革を副市長が主導し、文化、スポーツ部門を教育部に移したが、受け入れの体制がなく、宙に浮いている文化、スポーツの課題がある。この読んだときに、ちょっと僕、理解できないんで、もしよければご説明をいただけたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 3月までに文化振興審議会の人員構成なり決まっております、それを新年度移った先で進めるということがあったわけですが、そのあたりのところがまだ具体的にないところがあったり、幾つかの事例で宙に浮いとるところが幾つかあるので、しっかり協議しながら進めていかなければいけないのではないかとことを言っておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今日はもう時間がないので。

あともう一つ、プールもかなり古くなってきていますけれども、メンテナンスの計画とかあるんですかね。まだ十分その必要はないんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） プールのメンテナンスに関しては年1回定期的に行っているんですけども、あと塗装の部分がちょっと今進んでいないということですので、これも計画的に行うような形で図っていきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 大きなメンテナンスまではまだ必要ないということによろしいですか。わかりました。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2件について質問をいたします。

1件目、定例議会初日に行われた市長行政報告について質問をいたします。

定例議会初日、冒頭の行政報告において、芦刈市長は、副市長を解職した理由として、6月議会の問責決議の後、大事な9月議会にどのように動くのか提案がなかった、報告、連絡、相談がなかった、PDCAサイクルの実現も図らなかった、市役所改革に否定的だったなど6項目を挙げ、解職理由の正当性を主張されました。果たしてこれらの事柄が副市長解職の理由となり得るのか、全く理解できません。一人の人間が長きにわたり実直に歩んでこられた人生に大きな傷を残すことに匹敵する理由でしょうか。そして、そのご家族の心の痛みに値する内容でしょうか。残り1年半の任期満了までなぜ待てなかったのか。関係改善の努力をどのようになされたのか、お伺いいたします。

また、来年度の予算編成に向かうこの大事な時期に市政運営に混乱を招く発令をされた責任をどのようにとられるのか。副市長人事案件初めその他の市長提案について、議会の総意として認められなければ、為政者としてみずから民意を問う決意をご自身がおっしゃった政治生命をかけた決意としてご披露いただきたいと存じます。

2件目、就学援助について。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行の一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度です。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給はされるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。

今般、文部科学省は、その要保護児童・生徒援助費補助金要綱を改正し、就学援助を要保護児童のランドセルの購入と新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の特額、小学校が2万

470円から4万600円に、中学校が2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象にこれまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされています。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童・生徒に限ったものであり、準要保護児童・生徒はその対象にはなっていません。また、要保護児童・生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本市においてこの文科省の制度改正に伴う要保護児童・生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き基本的には生じないと認識いたします。

そこで、準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応について伺います。

入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、速やかに準備を進めていくことが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の行政報告についてご回答いたします。

副市長の解職につきまして、改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として経験豊かで市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらおうと考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまう事案があり、報告や相談が少なくなってまいりました。副市長は、4月17日の経営会議直前に、中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明するに至りました。私の公約を実現するのとは反対の方向でした。行政改革についても、今までどおりでよいと改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこの方では市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 私は、原稿を総務文教常任委員会の前までにしっかりと出させていただいておりますが、どれもヒットするような回答を得ておりません。

いいです。再質問でしっかりと聞かせていただきますけれども、市長、実は私、この原稿を書くに当たって、市長が政治生命をかけるということを今回初日におっしゃいましたので、この政治生命をかけるというときは出处進退について明らかにするという事ではないのかということで、芦刈市長が為政者として筋を通して、誠実に次の布石を打てますようにと、雄弁であれとエールを送ってこの原稿を書かせていただいた次第ですので、最後のこの私の質問の中にございます議会の総意として市長が提案なされたことが全て通らなかった場合、みずから民

意を問う決意をご自身がおっしゃった政治生命をかけた決意としてご披露いただきたいということは最後にお聞きしたいと思っておりますので、まずもって今まで多くの議員がこの問題について多くの質問をしてこられましたので、総括も含めましていろいろと細かく聞いていきたいと思っております。

まず、市長にお伺いしたいのが、このPDCAサイクルの実現も図らなかったということですから、行政におけるPDCAサイクルとは何でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） PDCA等々含めて基本的な施策あたりをどう進めるかということが問題なわけですし、これは副市長だけの問題ではなくて、去年の末まで市役所には月間のスケジュール表がありませんでした。各部が何をやるのか、各審議会がいつどういう形で行われるのか、どういう形のイベントがあるのか、またいろいろな対外的な動き、こういう月間のスケジュール表がないということに去年の後半で気がつきました。これってよく考えると、とっても大きいことだというふうに認識いたしました。すなわち、行政が縦割りになっていて、お互いが何がどういうふうに進んでいるのか共有し、全体的にこの課題についてはここでこういうふうに議論し、私が必要なのは、月間スケジュール表だけではなくて、年間の予定表というのが必要だというふうに思います。今年の計画はこうだと。だから、それでこの計画についてこういうふうにプランを立て、D o し、チェックし、そしてまたアクションするというそういうものが大きな流れの中で、私、2年ほどたったところで月間予定表と年間の工程の予定表がないということに気がつきまして、これを何とかつくらせるという形で動いておりますが、そういう意味で各縦割りだけではなくて、どう連関して進めていくのか。これはとっても大きい問題ですし、基本的にそのチェックをする部門というのはやはり私の下のところでしていただいて、進めていくということが必要なわけですが、そのあたりのところができて、そういうスケジュール表がないということ、これはとっても大きい問題だと思っております。何とか3月ぐらいからはできるように月間スケジュールはなっておりますが、年間の工程はまだできていないということで、PDCAサイクルというのは、そういうようなことが市役所の中でどういうふうに行っているのか、それを副市長にも言わせて、そういうところをつくるなり、チェックするなり、全体的な工程管理は私がやるわけにはいきませんので、それなりのところ、しかるべきところでしていくのが課題だというふうに思っておりますし、そういうものをちゃんと作り上げていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 済みません、スケジュールの話だけでそんなに時間をとらないでいただきたいと思っておりますので、簡潔で結構でございます。

全く違います。行政のPDCAというのは、行政評価制度というのがあるでしょ、市長。行政評価制度の中にきっちり落とし込まれているじゃないですか。そして、人事評価制度という

のは、トップの市長がしっかりとP D C Aサイクルを見ていくというふうになっているわけでしょう。なぜスケジュールがないだけで首を切られるんですか。

行政評価制度について、ではご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） こういうものの象徴としてスケジュールなり、工程があるんだということ、それぞれの一つ一つの関連が必要だということで私は申し上げている次第です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 昨年の3月に市長と随分この行政評価制度について議論をさせていただいたのを覚えていらっしゃいますでしょうか。この中に外部評価委員会を入れるとか、そういったことも含めて人事評価制度、そういったことも含めて1時間近く議論をさせていただいたわけですが、しっかりとこの中でP D C Aサイクルを回すようなシステムを構築されつつあるじゃないですか。なぜそれがスケジュールがないということで副市長についてそういった処分をされなければならないのか、全く理解に苦しみますし、また副市長は、機構改革についても、この3月議会の中でさまざまな提案をさせていただいたときに、例えば1階の福祉窓口をしっかりと充実をさせて、レイアウトも全て変えながら、そしてそれから先、小島議員、子育て世代包括支援センターのほうも国の流れの中でやっていかなければならない制度の機構改革として頑張っていくというふうなことで、この前部長からご説明があったように、子育て世代包括支援システム、いわゆる太宰府版ネウボラというものも質問いたしました。これも子育て支援センターを核にしながら今できつつあるじゃないですか。国の制度の中での機構改革に沿って、よそと遜色がないように、副市長動いてあるじゃないですか。1階の福祉の窓口も随分とワンストップ化を私も訴えてまいりましたが、大分進んでいるじゃないですか。そして、副市長とお話をさせていただいた中で、本当に市長がおっしゃることをもう実現をしたいと思っているんだけれども、なかなか力不足でというふうなことをおっしゃってましたけれども、東奔西走されながら一生懸命頑張っている姿については、私は評価すべき問題であって、またこの解職については、市長の中で評価として10、ゼロで解職をされるのか。要するに、どのくらいの評価の中で解職というところになるんですか。減俸でもなければ、解職というようなところに一気にいくその理由というのが、私は、一人の人生の中の履歴の中で、こういった解職という処分を受けるには、10、ゼロでないのだめだと思うんですね。であるならば、この6項目の中で、昨日既に村山議員が、今日新聞にも載ってございましたけれども、給食の1億8,000万円云々の話も12月に市長は聞いていたということでご納得もされました。恐らくそういうことだと思うんです。市長の口癖で、ここずっと聞いておりましたら2つありまして、これはほとんど10回言われるんですけれども、一つが、いろいろなことを協議してということをよくおっしゃいます。それからもう一つが、大きな方向性としてやっていかななくてはならないということも何回もおっしゃいました。これはよくずっと議論をさせていただきながらわかったんですが、市長の中のほわっとした自分の考えをあちらこちらで軽々しく口

に出しておっしゃるものだから、市民への影響を考えて、市長の公約を何とか実現させていかなければと奔走されて、それでもやはり時期尚早だと、調整が必要だと、優先すべき事業について執行部から、もしくは副市長から説明をされたはずです。恐らくそのときは市長は瞬間的には納得され、わかったとおっしゃって、そのはずがまた数日たつと、ご自身の強いこだわりが先に立って、これまで副市長が説明や調整、会議や、またいろいろなことをやってきたことがゼロベースになるという、この繰り返しの中で今行政が動いているなあというふうに実感をいたしました。なぜなら、たった今このPDCAサイクルについても、3月にしっかりと議論をさせていただきました。何ら落ち度はございません。人格的にも副市長から報・連・相がないということをおっしゃっていますけれども、一つ、もしないとしたらこんなことがございました。

市長がよく公式の場で居眠りをするということを私も多くの方々からお電話いただいたり、またSNSなんかでもご指摘をされたり、ここにいらっしゃる議員も、もしかしたらそのことについて総意かもわかりません。そのとき、私は、お電話いただいたり、そして実際にお話を伺ったのが、ごじょう保育所のお遊戯会で市長がもう寝ていて、もうお母さんたちみんな怒って帰りましたと。それを副市長のほうに何とか市長に公式の場ですからということでお伝え願えませんかということをお願いしましたが、もしかしたらそういったことは市長に言いづらくて伝えていなかったのかもわからないし、もしかしたら伝わったかもわからないし、そういった細々したことをいろいろ報・連・相ができないなんてことを言っていたら、誰も務まらないと思いますよ、市長。やはり市長の中で最高執権者として市長としての資質と、そして人間性がしっかりと発動されたときに、太宰府市の行政としてしっかりPDCAサイクルが回るんじゃないでしょうか、ご回答ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます、いろいろなご指摘いただきまして。

本当に24時間にわたって市長でございますので、いろいろなところでしっかりやっていかなきゃいけないということは反省すべきことは多々あるのではないかというふうに思っておりますが、ただ大きな方向として、申し上げておりますように、いろいろなことを副市長に相談し、指示してきたわけですが、いろいろなことがそこでとまり、先に進まないということが繰り返り、去年の12月からいろいろあったわけですから、そういうことについてこれ以上もう副市長としてやっていただくよりも、私が政治生命かけてというところは、本当に長年のキャリアがある方ですし、いろいろなことに通じてありまして、私もそういう意味では期待を持っておったわけですが、現実的にいろいろなことが去年の末から今年にかけて進む中で、私としてはそういうふうなことの決定をしたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 副市長が、現実問題、一部事務組合であるとか、財団の責任者をさ

れていたりとか、さまざまところでしっかりと職務を果たしていらっしやったわけですが、そこをぼんと8月25日にお切りになった後、一部事務組合の組合長さんであるとか、いろいろなところに市長みずから足を運んでご説明はされたんでしょうか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的に4市1町の市長、町長にはこういう形になりましてご迷惑をおかけしますということは、8月25日直後に電話でご連絡するなり、実際にお会いしたりして、ご迷惑をおかけしますということは申し上げております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） であるならば、新しい人事案件、これを2日目の追加議案の中で出していきべきだと思うんですね。要するに、解職と同時に新しい人事案件はもうできているはずですから、それをなぜ最終日に引き延ばされていらっしやるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形で私の説明を聞いていただいた上で、最終日に提案するという事で申し上げた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） よくわからないんですけども、2日でもいいじゃないですか。そこで一緒に市長減給のお話と一緒に追加案件で出されたらよかったじゃないですか。そのほうがすき間なく行政が回るわけでしょう。一日も早く解職をされて、新しいスタートを切りたかったから9月の議会の前に解職をされたということですよ。であるならば、一新して、2日、一日でも早く私どもにきちんとした形で承認を得るとい、そういったことというのは普通なんじゃないでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、この9月議会、たくさんの議案あるいは審議していただくことがありまして、その中で今日もこの副市長解職問題が議論されておるわけですから、そういうものを通り過ぎたといいますか、いろいろな話をご理解いただいた上で出したいというふうに思っているわけで、今日こういう議論がされているわけですから、それ以前に提案するというか、行政報告と同時にするのではなくて、こういう形での私の考えを聞いていただいた上で提案をしたいというふうに考えて、そのようにさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） では、もう恐らくその6項目のうちほとんどが論破をされてきているわけですね。それでもまだ解職ということに値するという事でよろしいんでしょうか。そして、最終日に富田副市長以上に経験をしっかりと積んだ人物をきちんとご了承いただきたいということで提案をされるということでもよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 外から見てくださる分と私がずっと毎日いろいろな形で接して感じてきたことというのは、かなり私にとっては皆さんには理解していただけないところがたくさんあるなあとと思いますが、私は、あと一年半、このままの体制でいくということではなくて、体制がえをして、あと一年半、一心同体になれてなかったということがあるわけですが、それは大きく言えば私の責任であります、ただ私としてはいろいろな努力をしまいいりましたが、いろいろな積み重ねの上でそういう判断をしたということでございますのと、あと提案する方も立派な方を提案したいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） こういう言葉があります。策士策に溺れるという言葉がございますが、ちょうどベテラン市長のホームページとかを見ていましたら、ある市長がこんなことをおっしゃっていました。新人市長が無理な公約を掲げ当選をし、その公約に縛られて市政が空転することがたまにあると。まさしく本市だなと思いついて読んでおりました。

芦刈市長は、本市の場合は空転から大混乱へと今陥っているわけですが、今のこの状況を鑑みたときに、総務文教でも全員で否決をされた。最終日にいろいろなことを持ってこられて採決をしなければならぬんですが、もし総意として否決をされた場合にはどうなさるおつもりですかということをご披露くださいということをお願いしたけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 前半部分、策士策に溺れるということをおっしゃいましたが、私は、中学校給食の実現ということをおっしゃり、市長に当選したわけですが、策に溺れるということではなくて、太宰府の市民の皆さんが何を望んでいるのかということをおっしゃって戦ったわけですが、何とか実現しなければいけない課題としての給食問題を掲げたわけですが、新人市長が無理難題を掲げて当選したわけじゃなくて、給食問題などを大きく掲げて当選したのと、あといろいろところで「変えよう太宰府」ということを言ったわけですが、決して何かできないことではなくて、しなければいけないことを私は言って市長になったわけですが、それがなかなか実現できてこなかったという私自身の反省も含めて、今回このような政治生命をかけてということをおっしゃらせていただいて、新しい体制で、あと残り1年半、掲げているいろいろな問題についてお話ししながら実現していきたいということをおっしゃっている次第でございます。

いろいろなことが今後どうのこうのということをおっしゃりましたが、それはその時点で考えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） それでは、今現実に即してお話をお伺いしていきたいと思っておりますけれども、議会といたしましては、もう震えるような怒りを通り越して、今粛々とこの

問題について前向きに活発な議論の中で話し合いをいたしております。議長が記者会見で述べられたように、問責以上のところで今一生懸命考えているところですが、それは市民に対してしっかりと説明ができるような形で今一生懸命考えているところですが、現実問題に問責の次というのは辞職勧告か、もしくは不信任というこの2つの提案になるわけですが、もう一つ、市長みずからが辞職をするということももちろんあるんですけども、例えば不信任決議、議決の通知書を受け取った市長が市民に信を問う方法は2つございます。これは市長もご存じだと思いますが、議会を解散させて、間接的に市民の信任を勝ち取る方法ですね。だから、議会の解散権を発動されて、そして私たちが選挙をして、勝ち上がって、もう一回再議決をして、再び不信任を出すという形で、市民が議会を通じて間接的に市長を失職をさせていくというやり方、もしくはそこに市長が辞職をするという直接的に市民の信任を勝ち取る方法、この2つがございます。その新しく解散された市議会では、過半数の不信任賛成があれば、もう市長は自動的に失職をするわけですけども、その時点で市民からも不信任を突きつけられたこととなります。法律に定めるところによってこの2段階の不信任の議決と再議決によって自動失職した市長は、ここまで引きずって身を引く形になるわけですね。そして、やっと新しい出発の選挙戦にと突入をしていくという流れになるわけです。ですから、私、最初に申し上げたように、ご自身でエンディングロールの幕をしっかりとおろし、次の布石を打たれることをどうぞここでご披露くださいということをお願いしました。なぜなら、市長は、これまでずっと行財政改革、一円たりとも市民から預かったお金をどう使うか非常に大事なことであって、このための行財政改革をしっかりとやっていくと。ここに副市長が余り呼応しなかったということなんでしょうけれども。

でしたらね、市長、この要らない選挙戦の中で、今せつかく地方統一選挙の中でダブル選挙で、1回の選挙に約3,000万円かかると言われていますが、市長がそのお席にしがみつかれて、失職まで持ちこたえようと思ってずっと引きずられたのであれば、これはもうダブル選挙になって、余計なお金を、これは市の負担ですから、市民の税金から全部出す形になって、行財政改革と唱えている、何十回連呼されても、この現実をどう踏まえていらっしゃるのでしょうか。辞職ならば出直し選挙で、1年半、直接問えばいいわけでしょう。ところが、失職になると、これは法律でどうしようもありませんので、市民の要らない税金、要らない部分での大切な税金を要らない部分で数千万円のお金が4年ごとにかかっていくような、選挙制度の改正までつながるわけですね。でも、それを承知で市長はここまでずっといろいろなことを提案をし、質問をすることに対して今議論をされているところがございます。

ですから、最終的には市長の権限の中で、最高執権者の権限の中で、今全く目が曇った状態で私は副市長を解職されていると思っています。もしかしたら、議会も総意としてそう思っているかもわかりません。であるならば、市長みずから最高執権者として、最後ぐらいご自身に明鏡止水の心境で、ご自身に対する最後の審判を下されたらどうでしょうか。もし議会に対して反発、いいや、違ふと、これは市民の方にわかってもらわなければいけないと思えば、市民

に負担をかけずに辞職をされて、市民に直接問われればいいじゃないですか。どうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） それはあなたの論理でございます。議会は議会、あるいは議員の方それぞれの論理があると思いますし、私は私の考えがありますので、行財政改革、いや、一円たりともということは言葉としては言っておりませんが、どうやって考えるか、それは議会の判断でもあるでしょうし、いえ、私は私の判断があるということをお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 市民のための選択です。最終的な選択の権者は市長でございます。私たちは二元代表制の中で追求をしていく信託を受けてここに立っているわけです、市長。市長も議会人のときによく二元代表制という言葉をおっしゃったじゃないですか。そして、法律にのっとった形で審判を受けようとするれば、この2種類しかないわけです。でも、市民の税金を、3,000万円というこの金額をどうお考えなのか。これが行財政改革と唱える方がおっしゃることなのか、私は本当に不思議でたまりませんし、どうぞ市長がそういった形で市民に問われたらいいと思いますが、あくまでもこれは市長の権者としての、最高権力者としての選択肢を申し上げているところなんです。決して議会のことを言っているわけじゃございませんので、ご容赦いただきたいと思います。

では、市長、最後に私申し上げましたが、雄弁であれ、どうぞご披露くださいという質問に対してはもうお答えにならないということですのでよろしいですね。

（市長芦刈 茂「もう一遍何に対して」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 一般質問の原稿が全てお答えいただいているわけなんです、例えば一人の人間が長きにわたってこんな大きな傷を残すことに匹敵する理由がこの6項目なのか。もちろんもう論破をされて、ほとんどがもう成立をしていないわけですが、それでも匹敵をするのでしょうかということ。るるあるんですけれども、最後に、議会の総意として最終的には最終日には決まるわけですから、それが議会なわけですよ。そのときに市長が今言った市民の税金を使ってしがみついて、失職まで頑張られるのか、それともみずからがエンドレス、幕をおろされるのか、そして新しい布石を打とうとして今日ご決意を発表されるのかとお聞きしております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1つの最初のほうにお答えいたします。

あなたが書かれておる一人の人間が長きにわたり実直に歩いてきた人生と、全く私はこのことについて異議はありません。8月25日、彼に解職の手続をご通知申し上げましたとき、彼の姿勢は本当に立派でございました。彼の姿勢に私は感服いたしました。さらに言うなら、もっ

とうとうふうにならなくて、進みたかったなという思いをそこで強く感じました。ところが、実際に前に進めていかなきゃいけない仕事が私の仕事でございます。いろいろなことをいろいろな形で一緒になって取り組もうといったときに、取捨選択する私の提案に対していろいろなことを進めてきたような形で、私が納得いかないことが多くというよりも、そういう思いが募ってきましたので、私は、いかなる場合でも市長は副市長を解任できるという地方自治法第163条の規定でもって解職を彼にお願いし、通知したわけでございます。それが1つの答えです。

2つ目、議会の総意ということでございますが、何がどういうふうになるか私はまだ何も聞いておりませんし、わかりませんが、私は私として粛々として新しい体制のもとで進んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただき、ご支持いただきたいというふうに思っております。

いろいろなことをお話ししてきましたが、大きく今までどおりでいいのか、それとも改革を進めていくのか、その点に私はあるのではないかと考えております。それが私の考えです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 改革、大いに結構。もちろんそれは市がやらなければならない責務ですから。それと副市長の解職がどう結びつくかというのは、ここにいらっしゃるみんな不思議に思っているところです。市長だけがきつとご理解されているんだと思いますが、そうやって最高権者としての権力を振りかざすのであれば、議会としても考えなければならないのでということを理論的に全部論破をしながら説明を差し上げているじゃないですか。決してひとりよがりですし申し上げているようなお話ではないと思っております。

そして、市長がやはりご自身の襟を正すということ、これは市長に限らず為政者であればまずそこからじゃないでしょうか。人間性をまずしっかりとつくって、それから市長としての資質をしっかりと磨いて、この2つが相まって、きちんとした形で市政が回るような権力をお持ちになるということじゃないんでしょうか。それが為政者だと私は思っています。

市長に今回この供託金についての証明を議会のほうにお出しいただきましたけれども、芦刈茂自由貯金積立貯金というような感じで、これは本当に4月の分が5月1日に納められ、6月28日に5月、6月分が納められ、そして7月、8月分がこの議会中の9月7日に納められている。こういったこともきちんとできずに減給の10%をお申し出になるということ、この姿勢自体がどうなんでしょうか、市長。こういったことを襟を正さないと、そしてお互いが人間同士ですから、短所もあれば欠点もあると思います。副市長の短所も含めてご自身が任命をされたんじゃないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 法務局に供託行くのに、1回丸一日かかると言っているでしょう。この間、いろいろな忙しい議会の中で、そのために丸一日行くというのはなかなか困難なところがあ

り、それは遅れたことはあるということは見ただけならばそうでございます。ちゃんとそれはそれとして進めているということで、本当に手続的には大変な手続をしているということはご理解いただきたいというふうに思います。そういうことです。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ご自身のことについては甘いですね。副市長についてはなぜこんなに厳しいんですか、市長。人間として、社会人として、この供託金の納め方は余りじゃないでしょうかと申し上げます。9月7日に7月分、8月分を慌てて入れましたよというようなことで、それを指摘すると、いや、大変なんだ、忙しいんだ。これをしようとおっしゃったのは市長です。なぜご自身の発言に責任を持たれないんでしょうか。

今回、この質問の中で、私たち議会は、市長の姿勢と、そして市民に対するダブル選挙になって選挙制度まで変わるというこの大事な歴史的なときに、芦刈市長の選択をずっと見守っているところでございますが、今日お見えの傍聴の方、そしてこのインターネットをごらんの市民の方は、市長が約3,000万円の選挙がもう一回別々にあっても、行財政改革、行財政改革をやりますと唱えて出馬をされるというようなそういう可能性もあるという認識で市民はごらんになっています。

市長に最後にお伺いいたしますが、市長にとって副市長とは一体どういう存在であらねばならないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私が3言え、5のことをわかっていただき、7のことをしていただく。実際にやはり馬車馬のようにいろいろなことを変えていく、変えていっていただく動きがある人を必要じゃないかと私思いますが、どちらかというと、ふうっと消えていくというふうな形でして、私は、経験豊かな方ですから、いろいろな形で実行していただけたらと思っていたわけですが、結果的に実行していただけなかったということがあります。そういう意味では、私以上に改革の志を持ち、前に進めていくような副市長であってほしいというふうに私は思っておりますし、そういう形が実務的には必要なんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 先ほど何度も説明いたしました。地域包括ケアシステム、また子育て世代包括ケアシステム、市長、福祉に対してお弱いでしょ。副市長がしっかり入って、つくり込まれていましたよ。市長は文化、芸術、大好きです。いいです。どんどんおやりになって。大事なことです。分野分野がありますから。そして、副市長は建設にもお強い。土木にお強い。交渉力もある。どうしてお認めになる目がないんですか。そんなに目が曇ってしまわれたんですか。せめてご自身の進退問題だけはきれいな眼でご判断いただきたいと思い、1件目終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育長。

○教育長（木村 基治） ご指名ですので、2件目の要保護児童・生徒援助費補助金要綱の改正に伴う就学援助の準要保護児童・生徒への対応についてお答えをいたします。

学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しましては、市町村は必要な援助を与えなければならない（法の第19条）となっております。教育の機会均等の精神に基づき、義務教育を円滑に実施するためにも、就学援助が果たす役割は非常に重要でございまして、できるだけ利用しやすい制度に変えていくことは当然のことと考えております。

これまでも要望等を受けて改めてきておりますので、その対応策やその他詳細につきましては、教育部の理事のほうから回答をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口 尋信） 準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の具体的な対応について、私のほうからご回答いたします。

準要保護児童・生徒への新入学のための学用品費についてですが、本年度から、7月下旬に支給していたものを入学式前の4月5日に支給するよう改めました。入学予定者の確定が4月に入ってからであること、加えて事務手続に一定の期間を要することなどから、これまで7月に支給しておりましたが、先行実施自治体から事務手続に関する情報をいただき、支給時期を大幅に前倒しすることといたしました。

7月支給を4月に変更したとはいえ、入学式直前の時期に支給させていただいても、学用品等の購入に一定の時間が必要となります。そこで、準備の時間が足りないとの課題が残ることになります。それに対して、来年度の新入学児童・生徒に対する支給時期につきましては、本年度よりもさらに早めるよう、現在事務的なスケジュール調整を行っているところであります。

また、議員ご指摘のシステムの変更、要綱の改正等は現在のところ必要ございませんが、国の新入学児童・生徒学用品費の基準が変わったことに伴い、本市も本年度より国の基準と同額で支給させていただいておりますので、予算の不足が見込まれます。その分に関しましては、12月の補正予算で対応させていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。おおむね来年度からもうしっかりと手当てができるというご回答でございました。

福岡県では、もう大体準要保護児童・生徒と要保護児童・生徒の割合が、全国でもそうなんです。1対10ぐらいの割合だとは聞いているんですが、福岡県で平成26年には要保護児童・生徒が9,487人、準要保護が8万5,450人というようなことを調べましたが、本市におけるこの人数を教えてくださいよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、要保護等はちょっと私のほうが今持ち合わせておりませんけれども、準要保護につきましては、これは年度末に、つまりずっと継続して申請ができますもので、本年度のはまだ継続して行われますが、平成28年度でいきますと、小学校が16.4%の児童、それから中学生につきましては17.1%というふうになっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） そしたら、市長にお伺いいたしますが、先般総務文教常任委員会の中で神武議員からの質問の中で、給食の就学援助について、中学校給食、ランチサービスのそういった質問の中で、人権的にちょっと難しい云々というようなお話があつていましたけれども、それは神武議員ともお話をして、違うんじゃないのかなというふうな見解なんです。今、数いただきましたけれども、中学校の準要保護もこれだけいらっしゃるんですね。要保護と準要保護としっかりと市の制度の中で就学援助を、まずは中学校の門戸を開いて、一人でも二人でも何人でも申し込める方は喜んで申し込まれると思うんですね。なぜ先にこの就学援助を、教育部のほうはしてもいいという回答でしたが、市長がストップをかけていらっしゃるのかわからないんですが、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 教育、6月議会の後、7月14日か15日に総合教育会議がありました。給食問題についての議論を1カ月どのような形で進んでいるのかということでしたところ、会議は一回もしておりませんということで、1カ月間何も会議がされていないということで、それはとてもまずいのではないかとということで、1週間の間にいろいろなことを決めて持ってくるようにということで指示してきました。

その中で出てきたのは、保護者説明会を地域ですということではなくて、アンケートをとるとということと、2つ目には、今頼んどる人がアバウトですが200人いるとしたら、そういう支援の対象が300人いるということで、それで来年4月から新しいランチサービスをするというふうになっておりますが、この200人を500人に増やすというような努力をした上で300人なりを一緒にしてしなければいけないのではないかと私は考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 市長、すごく矛盾があるんですね。先ほどは行財政改革といったこと、さまざまな提案がなかったというような不満も述べられていましたが、やればいいじゃないですか。これは大変な子どもの貧困対策になる話であって、若い方たちの定住化、太宰府に住んでいただくということ、そしてこういった生活支援が市として独自でやっていくという方針、こういったことをきちんと提案されているじゃないですか。どうしてそれを市長がそういった形でストップをかけるのかということをお伺いしたわけですが、全く理由として成り立たないと思います。

早急にこれはできる問題ですので、大野城とか春日に行かれて、どういったことで進めていけばいいのかということをお聞きになったらいいかと思います。ぜひ中学校給食、ランチサービスの段階からできるところからしっかりと始めていただきながら、この子どもの貧困対策を進めていただきたいし、システムの改修につきましても、今は必要ないという回答でしたが、この前常任委員会として視察に行った荒川区におきましては、本当に全庁的に子どもの貧困対策についてシステム、またいろいろな情報交換をする意味での大事な機関ではないかと思っておりますので、そういったことで子どもの貧困対策、準要保護のこの児童・生徒をどう支援をしていくかということが全庁的に大事になってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこういったことも含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで16時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長よりたっぷり時間を使ってよいというお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

市民提案による事業を支援する枠組みをつくれないう題です。

常々思っていることですが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これが太宰府市の将来像であることに私は危機感を覚えています。「歴史とみどり」、これは本質的に過去の蓄積です。この2つを前に置かれたときにイメージされる文化、これから未来、将来、それを思い浮かべるのは、恐らく易しいことではありません。しかし同時に、今市民一人一人の自主性を基礎に置いて協働を進め、そのことで住みやすさ、暮らしやすさ、魅力的なまち、これをつくり、実現していこう、そういう太宰府市にとって広い意味での文化的な要因に着目し、これを再構成し、まちの活力を高めていく、そうした必要性も大きいと考えています。

さて、多くの自治体で市民提案型と呼ばれるような事業が進められています。内容は千差万

別のようなのですが、1つ、市民あるいはNPOなどの団体が考え、ぜひやってみたいという事業や催しに、2つ、一定の審査、これを加えて、3、公共性あるいは公益性が認められるとき、最後に4番目、市が補助を行うと、こういうパターンはほぼ共通しています。書いてしまうとどうということはないのですが、にもかかわらず千差万別なのは、各自治体の実態に即したさまざまな工夫を凝らしているからだと考えています。事業の主体は市民あるいは市民団体の側にあり、市役所はあくまでも補助に回るイメージですが、市民のほうは活動の公共性や客観性を意識し、配慮するようになるでしょう。市民性が高まることが期待できると思います。市役所のほうでは、今までにない新しい協働のアイデアに身近なところで出会うチャンスを得ることが期待できると思います。そして、周りの住民、市外の人たちにも太宰府には今を充実して過ごそうとしている人たちがたくさんいると伝えられることが大切だと考えています。

そこで、まずは現在の太宰府市における現状とその分析を簡単にお聞きします。

1つ、市が市民活動への直接の補助として行っていることのうち、政策として計画的に行っているものをどのように類型化しているのか。また、どの程度の予算を補助に充てているのか。補助の件数などはどれぐらいなのか。

2つ、新しい応募を積極的に募るようなものはあるのか。

3つ目、協働のまちづくりという観点からは、そのような政策をどう評価しているのか。

現在進行形での市民のやる気、あるいはまだ具体化するには何かが足りないアイデアを協働と結びつけつつ形にしていくことを応援しますと市の方向性として示すことはできないだろうかという提案です。

以下、再質問等は議員発言席で行いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ご質問の市民提案による事業を支援する枠組みをつくれなにかについてご回答申し上げます。

市民提案型事業につきましては、形はさまざまではございますが、近隣の市、町でも同様の事業が実施されていることは承知をいたしております。

久留米市におかれましては、きらり輝く市民活動活性化補助金、小郡市では市民提案型協働事業、大野城市では協働提案事業交付金モデル事業として、その名称や事業の目的、実施内容もさまざまではございますが、市内のNPO等の団体からの事業提案という形をとっているところが共通をしているところでございます。

お尋ねの市民活動に対する助成であります。市民活動をどのように定義するかということではございますが、現在、本市における市民活動に対する助成といたしましては、地域の健康づくり事業や体育の日行事等、主に自治会等の活動に対する助成を中心といたしまして、年間70件ほどで、金額といたしましては約1,500万円程度でございます。

第五次太宰府市総合計画におきまして、目標とする7つの柱の一つとして、「市民と共に考え共に創るまちづくり」がございまして。また、太宰府市自治基本条例第17条第4項におきまし

て、市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとするとの規定がありますことから、議員が提案されております市民提案型事業について、他の市、町の実施状況等も調査研究の上、今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 幾つか確認させていただきますけれども、70件ほど、1,500万円ぐらいですか、1件約20万円ちょっとぐらいですね。主に自治体等の活動に関するということでしたけれども、代表的な例でいいですけれども、どのような団体にどのような内容でということをし少し教えていただければなど。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に校区自治協議会が主催をいたします体育の日の行事でありますとか、健康づくり事業の健康フェスタに対する補助、また地域の元気教室でありますとか、地域の介護予防、高齢者のサロン事業、介護予防・生きがい活動支援補助金といたしますような補助が主なもので、金額といたしますとは、その1,500万円のうちそこら辺で1,160万円を占めるというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、体育の日や健康フェスタというような少し大き目の催しだと思えますけれども、年に一度であるとか、サロン活動というのはもう少し細かく定期的だと思えますけれども、幾つかのパターンがあると考えてよろしいですか。イエスかノーかで結構です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 大きなものとしてはもう自治会やる分ではありますが、例えばサロン活動でしたら、地元自治会の中でも福祉部門を担当されている市民の方々が集まって、任意の団体でされている部分とか、そういったところに対する活動支援の補助金というふうな形になってございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それでは次に、実際に補助する際の最高額を決めているとか、最低額を決めているとか、あるいは幾らの補助を行うとか、何らかのルールや決まりを設けているとか、そうしたことはあるのでしょうか。どのように金額を具体的に決めていっているのでしょうかという質問です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 例えば、体育の日の行事でありますとか、大体1校区自治協議会当たり平均で35万円とか、あと健康フェスタについては1校区自治協議会当たり20万円の6校区です

ので120万円とかというような縛りはございます。また、介護予防・生きがい活動支援補助金の年間1団体につき12万円というような縛りはございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ここまでお伺いしてきた限り、主に地縁に基づく団体、その点では広がり限定的な、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、市民活動が中心に現在のところ補助が行われているように思いますけれども、もしかしたら政策的というよりは慣習的に行われてきたものが続いているのかなあという印象も受けないわけではありません。

今日は、先ほど回答の中でも聞かれていましたけれども、自治基本条例にコミュニティというものが定められていて、今ちょっと述べた地縁に基づく団体というのも自治会を典型として入ってくるわけですが、同時にNPOとよく言うところでは、目的や志でつながっている団体ですね。それも同列で規定されているかと思えます。そうした市民の集まりを念頭に置いて、以下質問していきたいと思えますので、その点はよろしく願いいたします。

ここまでのご回答で少し判断しますけれども、冒頭述べましたように、新しい協働のまちというものをつくっていきこうというのに当たって、現状で市が直接市民活動を補助しているものが何らかの市民団体からのどこで何が生まれてくるかわからないような新しいものを想定して、政策的にパターンを考えて応援していると、そういう状況にあるとは必ずしも言えないと、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それぞれの支援する地元の公共の担い手となる団体がこういったことをやりたいというような形に基づく補助金ではないことは確かでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今日私が質問させていただくことですが、ここでその市民提案による事業ということで、石田部長のほうで最初幾つか名前を挙げていただいたような、それに類似したものに話を戻っていきたく思いますけれども、多くのまちでこれに類する制度があるということで、3つほど名前を挙げていただきました。本当にまちによって名称も使って、名前を見ただけでは、私、意味のわからないものも、まちによってあったんですけども、内容も名称も千差万別であり、しかも今太宰府市にはない、そういうものについて質問することですので、これから幾つか質問を行いますが、今ないものについて伺いますから、自由に気楽に答えていただければと思います。

というのは、自由なアイデアを大切にしたいという提案ですので、やっぱり自由にとということはおかないといけない。

もしこれから幾つか質問しますけれども、私が答えたいという方がいれば、ぜひ手を上げて、いらっしゃらなければ石田部長か市長にお願いしたいと思います。

1つ目、初めに申し上げましたように、4つに分けましたけれども、3つに分けて質問しま

す。まず、その補助の対象をどのように考えるか。市民であるとか、市民グループとか、NPO、場合によっては一人一人の市民。誰が出すアイデアということですね。2つ目に、その後で聞きますけれども、審査をして公開制、公共性を求める。ほかの誰がどのように評価するかということですね。最後に、どのような補助をするか。市としてどのような市民グループとの協働を考えていくか。その3つで考えたいと思います。

私、質問するに当たって、類型化を試みたんですけども、本当に千差万別で、ちょっとうまくはできなかったもので、とりあえず聞いてみてください。

まず、誰にという、どんなグループにということですけども、まちによっていろいろあります。これは愛知県の犬山市だったと思いますが、別に条例を定めておいて、市民活動団体というのをあらかじめ登録しておくパターン、あるいは自分のまちの市民が5人いればいい、構成員の3分の2以上が自分たちのまちにいればいいというようなところもあります。人数で決める場合。あるいは、学生を対象に別枠を設けているところ、そういうところもあります。まちによっては、自分には何もできないけれども、アイデアだけはいっぱい持っている。平賀源内は自分でつくっていたからちょっと違うかもしれませんが、とにかくアイデアだけは出したいという人、これも対象にして考えると。20代から40代ぐらいの働き盛りを特に別枠設けて応援しようというまちもあります。団体としての組織がしっかりしていて、明文化した規定をもっていると、そういったことを絶対条件にしているところもあれば、あるいは種まきであるとか、チャレンジという名前で、悪く言えばこれからどうなるともわからないところも積極的に耳を傾けていこうと、そういうまちもあります。

そこで、質問ですけども、今太宰府の市民活動というのをそれぞれの皆さん頭の中にあるかとは思いますが、市民活動、NPO、ああ、こんな人たちを刺激して、あと一押しできたらもっといいことができるだろうなあとも思い当たるようなものがあれば、確かにどなたに答えていただいてもいいんですけども、もちろん具体的な何々団体ということはおっしゃらなくて結構ですが、こういう人たちを支援することができれば、このまちにもっといいことができるのではないかと。答えられる方がいれば、ぜひ答えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなか枠としてちょっと答えづらいところではございますけれども、どういった提案を求めるか。市がこういった課題があるからテーマを設けてそういった提案を求める場合と、そういった支援団体等がこういったことをすれば太宰府市にとって有益であるというようなノーテーマで募集する方法と2通りあるのかなというふうな考えがありますので、そこら辺のところから考えていくということで、私どもがテーマいろいろ、高齢者支援の問題でありますとか、いろいろ子育て支援の問題とか、さまざまな課題があるかと思っておりますので、そこら辺でテーマを定めるか、定めないかということによって違ってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 実は次の質問に近いことを部長が答えてくださったんですけども、自分で書いた原稿を先ほど読み忘れたんですけども、なぜこういう聞き方をしているかというところ、基本的にはこれからのものをつくらうというので、一緒に考えてみましょうということなんです。

今お話にありましたけれども、1つだけちょっと補足しますけれども、実はこの間環境厚生で視察に行ったときに、この質問を考える種のようなものを拾ってきたんです。駅前に太宰府市という市長への手紙というのが封筒の中に入れて置いてありました。ぱっと見て82円受取人払い、あっ、これなら書けるとまず思いました。裏を返したら、相模原市の市民憲章というのが書いてあります。封をするときに、一番上がたしか青い空、緑の何とかが書いてあったと思うんですけども、ああ、私たちはこういうまちをつくりたいと思っているんだというのが簡単ですけども伝わるようになっていきます。そうした目的を共有できるような仕組みというものをこうした中でもつくっていければいいなとちょっと思っています。

次の質問に行きますけれども、今石田部長が少しおっしゃっていただきましたけれども、どんな部門でアイデアを募るか。言われたように、行政がテーマを設定して、これは確かに福祉であるとか、子育てであるとか、まちの活性化、これについてアイデアを求めていますというところが多いようです。それと、市民が本当に好き勝手に自由に提案するところ、また少しそれとは性質が異なりますけれども、今年始めたらずっと続けていくつもりだというものを重視するところもあれば、とりあえず1回だけというものをいいよと言っているところもあります。文化やスポーツにかかわるようなものを認めているところもあれば、それはちょっとやめましょうというところもあります。市内に住んでいる人を中心に考えているところもあるようですし、市の外の人との交流、それを大切な要因と考えているところもあるようです。先ほどもたしか犬山市言いましたけれども、犬山市では、応募してきた団体同士の間交流会というのも設けて、団体同士の交流を図ると、そういうようなこともしているようです。

そこで、お尋ねするんですけども、ちょっとこれも先ほど答えたから重なりますね。今市役所から見て、あるいは市のために不足しているなあと、こんなところでもっといいアイデアが欲しいなあとと思うところが本当に部長さん方であればどなたに答えていただいてもいいとは思っているんですけども、もしよかったら何かおっしゃっていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） ちょっと答えづらいと思うので、もう少し。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） これはもう想定してわざと質問していますので、その点ご容赦ください。

次、公共性であるとか、審査方法ですね。

書類審査を重視しているところもあります。プレゼンテーション行っているところもあります。ヒアリングをしているところもちろんあります。委員会を設けて、その中で審査してい

るところもあれば、太宰府で言えば、恐らくプラム・カルコアであるとか、いきいき情報センターのように公開の場で審査をしているところもあるようです。審査の基準としても、先駆性であるとか、効果があることを期待するところ、発展性、現実性、協力性、公開性、独創性、その他いろいろ、さまざまな基準をそれぞれのまちが設けています。

私自身は、審査方法であるとか、基準の設け方も市民活動、NPOでも、一人一人の市民でも、元気づけるよう、意欲を高めるようなものであるといいとは思いますが、これはじゃああらかじめ石田部長に聞きましょうか。もし市として応援したいと思うようなものを見つけるとき、ここは譲れないという基準と、あるいはできればこれを求めたいというような基準と、よければ1つつでも。もし答えにくければ市長をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 書類審査だけ、ペーパーだけを出して、即採用というような形をしているところもあろうかと思えますけれども、大野城市さんあたりの例を拾ってみますと、前年度に事業説明会から始まって、提案内容のヒアリング、第1次審査、あと公開でのプレゼンテーションして、事業を決定して、予算をつけて、次年度に実際にその提案団体と市とで実行委員会組織をつくって実施するというような方法、自治体によってはさまざまな方法で取り組んであると思えますので、今ちょっとすぐ今日提案されて、じゃあどの方向で行くのかというのは、やはりここら辺は一長一短あると思えますので、調査研究をさせていただいた上でのこととなろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 次に進みます。

どのように補助、支援をしていくかということにかかわるところですけれども、金額的なことを言えば、支援する内容にもよりますけれども、最高2万円ぐらいでとどめおいているところもあります。ここたしか件数は多かったですね。片や、数十万円から100万円規模を出しているところもあります。全体的にはある程度査定が行われるなどして、5万円とか10万円の範囲で行う。そういうところは結構たくさん支援していますけれども、さまざまところあります。今おっしゃられたように、報告書の提出を受けてから金額を最終的には確定するというようなところもありまして、財源としては、基金を設けているところ、あるまちは寄附から始まったようですし、あるまちは市から拠出したようです。自動販売機収入を積み立てているところ、それだけではないようですけれども、ふるさと納税の一部を充てているところ、さまざまあるようです。お金の話を今聞くわけにもいかないので、これは紹介するだけにとどめておきます。

ただ、協働のあり方として、お金を出すこと中心のところ、あとは完全に自分たちでやっってくださいというところもあれば、市と一緒にやりましょうというスタンスが強いところ、それもさまざまです。

せつかくですから市長にお聞きしましょうか。

今さまざまなことを言いましたけれども、本当にまちによって千差万別。石田部長も言われたように、もしこれを太宰府でも実際のものにしようと思ったら、いろいろ考えなければいけないと思うんですね。市長が先日来しきりにリーダーシップということもおっしゃられますし、市役所改革ということもおっしゃられますが、こうした政策をもし現実的に考えていこうとしたときに、市長としては何に一番心を配りたいと思われませんかでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 非常に大事なご提案というか、考え方だと思っております。ちょっと考えまわっておりませんが、劇団道化という劇団があります。太宰府です。10年近く前ですが、火事になり、その建物の再建に市民の方がいろいろな形でお金を出してくださり、建物が建ちました。ところが、彼らは定期公演は筑紫野市でしているんです。座長に言いました。なぜあなたたちは劇団の事務所の再建に太宰府市民からのいろいろな形での支援を受けながら筑紫野市でしているのかということを知りましたら、筑紫野市さんはいろいろな財団からお金を持ってきてくれて、1 定期公演200万円出してくれるということで、太宰府市さんは20万円出してくれますかというふうなことがありました。

先日、元九州国立博物館館長の三輪嘉六先生の講演がありました。私も前のほうで聞いておりましたら、私に名指しで、市役所の仕事というのは市役所のお金を出さなくていい。いろいろなところの財団に目を配りながら、そこからいろいろなお金を引っ張ってくるということも大きな仕事ではないだろうか、太宰府市さんはそういうことをされてありますかということも言われました。

一つの大きな流れとして、来年度何をするのか、いろいろ提案を市民あるいはいろいろな団体から出してくださいと、期間を区切って。それに対して専門分野は専門分野でいろいろなお金を出してくれる財団、組織、会社ありますので、そのあたりを目を配りながら、市のお金を使わなくても、よそのお金を持ってきて応援するというのも一つの大きな動きとして必要なことではないかなあというふうに思っております。

福岡市は、たしか提案型の事業を受け付けて、それに対する審査をして補助をするというふうな流れがあります。

具体的に言いますと、今度古都の光が23日、25日とありますが、これは太宰府ブランド協議会に市が年間予算200万円出している中で運営される。そして、10月には合唱組曲「筑後川」のこれありますが、これについては予算案で100万円の補助をするというふうになっている。11月には観世音寺戒壇院で太宰府フェスという企画がありますが、これもご提案いただいて、今年度予算50万円という形の支援をしているような形になっております。

また、主催事業はもちろんでございますし、共催事業もたくさんありますが、12月になると市民音楽祭、吹奏楽団のクリスマスコンサートという年間の行事がありますが、そういう年間行事にいろいろな形での市の予算もそれなりに出しているということがあると思っておりますが、議

員ご提案の市民提案による事業を支援する枠組みというのをどういうふうに、その都度その都度ではなくて、どっかで区切ってご提案いただいて、審査し、またお金の財源を確保しながらやっていくということも非常に大事なことではないかというふうに思っておりますし、そういう一般財源だけではなくて、いろいろなところからお金を持ってくるというのも一つの大きな仕事としてあるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今の質問は、私、意地悪でしたわけでも何でもありませんね。最初に市長ご自身がおっしゃられたように、考えがまとまっていないということで話してくださったので、恐らく市長が市民との協働ということを考えるときに、今おっしゃられたようなことが今気がかりで持っていらっしゃるんだろうと思います。

先ほどから私幾つか質問をしましたがけれども、議員の皆さんの顔は見えないんですけれども、何名かの方は笑いながら考えてくださったと思います。恐らく頭の中によぎったものがあると思いますけれども、どなたもまとまった考えは持っていないと思います。私も持たずにやっています。ただ、今の質問をあえて市長にしたのは、そうしたいろいろな考え方をリラックスして出てくるものをまとめるような形で今ないものをつくるように、そういうふうにしてほしいと。それが一つこの質問の趣旨です。

このテーマを取り上げた最大の目的は、今のは副次的な目的ですね。本当の目的は、最初地縁に結びつく団体に支援が今中心だというような形でしたけれども、もっと協働のまちというときに、NPOって動く団体ですから、やっぱり現役世代に近いんですね。学生とまでは言いませんけれども、今現役として働いている人たちが余暇であるとか、週末であるとか、そういうときに行っていること、もちろんNPOは事業的にやっているところもありますけれども、その人らでも完全に現役ですね。そういうところを刺激するような政策をつくって、協働のまちづくりというものに進んでいきたいなど、実はそう考えて質問をしています。

本当は目標5時で終わろうと思っていたんですけれども、まとめに入ります。

最後に、もう一言言っておきます。

これを取り上げたきっかけですけれども、先ほど申しましたように、一つは、相模原市で見た市長への手紙的なもの、もう一つは、昨年会派で行ったんですけれども、富山県の射水市というところで若者の発案したお祭りがだんだん定例化していったという話を聞いていました。そのことを思い出したことがあります。また、先ほど小畠議員も言われていましたけれども、荒川区に行ったときに、荒川区で中学校の校長先生に学力向上を目的に、目標という制限はありますけれども、100万円ぽんと渡して自由にやりなさいと。その自由にというところは結構いいと思うんですね、これからを考えていくときに。そうしたこと踏まえて、ああ、そういうことができるまちだといいなと思っていたところに、最初に紹介されました、私、たまたま小郡に行ったんですけれども、こうした事業に採択されたグループの集まりに参加しました。女

性団体だったんですけれども、本当に生き生きとやる気満々なんですね、自分たちがこれからやろうとしていることに。太宰府でもそういう人たちが表に出てくれるような、そういう仕組みがつかれることを望んでいます。

少し今日は謎かけのような質問ばかりしましたけれども、議長も少し困られたかとは思いますが、それは意図的にしたことですので、ぜひご容赦いただければと思います。

それでは、最後に一言、改革についてちょっとだけ思うところを言います。

最初に、もしこうしたことが実現できれば、周りに伝えることが大事だと思うと述べたと思います。周りに伝えるためには形が必要なんですね。言葉でもいいですけども、形になんないといけません。質問をその仕組みや枠組みをつくれなにかということもそれにかかわります。しっかり設計しないといけないと思います。テレビで「ビフォーアフター」という番組を多分見られた方たくさんいらっしゃると思います。リフォームの番組でした。リフォーム、辞書を引けば改革するって書いてあります。改革というのが今回の議会の大きなテーマだったとは思いますが、気持ちだけではできないんですね。やっぱり仕組みをつくらないといけないと思いますし、それが人に伝わらないことにはどうにもならない、そのように思います。

最後に、これは質問求めませんので、もし荒川区の校長先生のように皆さん一人一人市から100万円もらったら、どんなことしたいかなと考えて帰っていただければと思います。

これで私の一般質問終わります。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時22分

~~~~~ ○ ~~~~~